

MONTHLY

神變別冊

宗派だより

令和6年10月号



令和六年十月六日発行
発行所 真言宗醍醐派宗務本庁
京都市伏見区
醍醐東大路町二十二

電話 〇七五五七一一〇〇〇二

FAX 〇七五五七一一〇〇〇二

今月の掲載内容

- ・ 梵字悉曇伝授開筵にあたって 1
- ・ 録事 2
- ・ 宗派だより 3
- ・ 末寺・教会・醍醐寺だより 3
- ・ 本庁からのお知らせ 3
- ・ 醍醐寺からのお知らせ 3
- ・ 第七十六次定期宗会 4

梵字悉曇伝授開筵にあたって

醍醐寺では今年十月一日より、種智院大学副学長 児玉義隆僧正を悉曇伝授阿闍梨として澄禅流および智満流の梵字悉曇伝授を開筵しました。この伝授は、約三年かけて十二会を予定しており、そののちの二〇二八年に悉曇灌頂・許可灌頂を開壇します。

今回の伝授は、梵字悉曇の第一人者である児玉先生の集大成ともいえる伝授であり、その法流の継承と後継者育成を目的として開筵しました。よって梵字悉曇の主流である澄禅流および智満流の二つの書流を伝授していただくほか、慈雲流や児玉先生が長年研究されている大師流についても触れていただき、すべてをお授けしていただくこととなっております。

真言密教においての梵字悉曇は、事相と教相を学ぶうえで必須であり、例えば一座行法における観想や布字も、本来は梵号、種字、真言の全てを梵字で観じ、また、更にはその字義をも観想しなければなりませんので、真言宗僧侶にとつては重要不可欠な修学であります。今回醍醐寺でそれを学ぶ機会を設えることができましたことは幸甚の極みです。

伝授は本来ならば師資相承、そして面受が原則ではございますが、十二会全てを漏らすことなく受法し、しっかりと相承しなければ、皆伝とはならないと思っております。また、地域格

法流を深め、未来へ紡ぐ、護り、育てる

差など、ありとあらゆる事由に鑑みて、遠方の方、日程が合わない場合でも、受法者全員が、皆伝ができるように、特別にリモートでの受法も可能にしました。

加えて、悉曇灌頂へ入壇する条件としては、約六千文字から七千文字の梵字悉曇を浄書しなければなりません。全ての梵字悉曇を一回の伝授で習得するのは容易な事ではないので、伝授を受けた後でも、ご自坊にて再度リモート視聴することができるよういたしました。繰り返し見ていただき、書き順や筆の運び方を習得していただきたいと思えます。

また、この伝授のもう一つの目的は悉曇灌頂を醍醐寺で開壇することです。十二会の伝授の後に開壇する予定ですが、醍醐寺において過去に悉曇灌頂が開壇されたかどうかを確認すべく改めて醍醐寺の経蔵を開き調べてみると、江戸の中期から後期にかけて、悉曇灌頂の作法や口決、悉曇灌頂道場図などの聖教がいくつかの文書函に収められていることを確認できました。その中の「恵達授澄意悉曇灌頂印信印明案（七一九函五七号一番）」によれば、文化五年（一八〇八）三月十八日に、「醍醐山普賢院道場」において悉曇灌頂が行われた記録が残されており、その時の阿闍梨は「悉曇阿闍梨苾芻惠達」とあり、受者は醍醐寺僧の「澄意」と

その二

教学部長

浦郷 宜右

記録されています。それ以降の記録が見当たらないため、この灌頂を最後に開かれたことがないとすれば実に二百二十年ぶりに開壇することになります。

醍醐寺は今年、開創千五十年という記念すべき年を迎えました。弘法大師の孫弟子にあたる聖宝理源大師によって開創されて以来、真言密教に限らず、顕教や修験道なども相伝し、修行・修学の本山としての地位を築いてまいりました。長きに亘り多くの先師によってその法流が脈々と継承されてきたことに思いを馳せれば、「醍醐の法流」という威厳に、時としてそれを後世へ継承していかなければならないという重圧とともに、あらためて法流を未来へ紡ぐために護り育てることの大切さと、その責務を感じます。

今回の伝授は、前述の通り法流の継承と後継者育成を第一として開筵しますので、多くの方々を受法・継承できるように、できる限りの配慮をいたしました。

おかげさまで、受者は百十名を超えました。この醍醐寺に事相・教相を求める若い真言宗僧侶が結集し、研鑽されますこと大変嬉しく存じます。

合掌

録事

▼宗務所移動

六月十八日
任三河東部宗務所所長
三河東部宗務所副所長
任三河東部宗務所代議員

壽命院
法嚴寺
寶形院
威寶院
威寶院
大龍寺

▼責任役員任命

七月三十一日
広島

河内寺

八月十日
岐阜

福満寺

八月二十八日
鳥取

三光院

八月二十九日
三河

不動院

八月二十九日
三河

滝谷山不動院

▼総代委嘱

七月三十一日
広島

河内寺

八月十日
岐阜

福満寺

鳥取
三重

地藏院
三光院

八月二十八日
新潟

不動院

鍋本善子
山孝次郎

八月二十九日
三重

滝谷山不動院

片岡浩也
服部芳則
山岡常雄
松岡史也
岡本恵生
鎌谷弘明
糸谷勝利
松井一孝
横山武均
高田清三
河合均安
濱口清安
加藤久美子
服部美子

▼褒賞下付

八月十九日
愛媛

金蓮寺

故川端將敬
故白石積

▼承認・証明

八月十日
山口

履歴証明書下付の件

八月十五日
山口

大聖院神原教会
宗教法人解散の件

▼死亡

令和五年十月三十日
三河西部

常光院住職

萩原香有

令和六年六月十四日
福岡

権律師

森光星月

八月三日
福岡

千勝院住職

吉祥寺未来

八月十七日
宮崎

大寶寺住職

橋口裕教

醍醐寺開創千百五十年慶讃大法要

令和六年
十一月十四日(木) 開白

午前九時 鎮守法楽大般若転読法要

午前九時 鎮守法楽大般若転読法要
下醍醐・清瀧宮拝殿

午前十時三十分 堅義会平座理趣三昧法要

午後二時 堅義会(華嚴宗大本山東大寺)
下醍醐・金堂

午後二時 堅義会(華嚴宗大本山東大寺)
下醍醐・金堂

午後一時 如意輪観世音供並醍醐寺第一世観賢大徳
千百年忌平座理趣三昧法要

午後二時 柴燈大護摩供
上醍醐・開山堂

午後二時 柴燈大護摩供
上醍醐・五大堂前柴燈護摩道場

十一月十五日(金)

午前十時 恵印三昧耶法要 下醍醐・金堂

午後二時 開山理源大師報恩謝徳平座理趣三昧法要
下醍醐・祖師堂

十一月十六日(土) 中日

午前九時 庭儀舞楽大曼荼羅供法要

宗内功労者表彰式 下醍醐・金堂

十一月十七日(日)

午前十一時 慶讃法要(真如苑) 下醍醐・金堂

※真如苑様による法要でございます。決められた方のみの方の参列となります。

十一月十八日(月) 結願

午前九時 鎮守法楽 神祇講式 下醍醐・清瀧宮拝殿

午前十一時

准胝観世音供並中興准三后義演座主四百回忌

第百二世座主文雄大僧正十三回忌平座理趣三昧法要

午後二時 柴燈大護摩供 下醍醐・金堂

下醍醐・柴燈護摩道場

※右記予定は変更となる場合がございます。



宗派だより

部落解放同盟 第五十五回部落解放・人権夏期講座

令和六年八月二十二日(木) ～ 八月二十三日(金)

会場…和歌山 高野山大学 松下講堂黎明館

出席…西内克修師

醍醐寺オープンテンプル「1DAY」こころの修行体験

令和六年八月二十四日(土)

参加者…十名

教学研修会 ～ 醍醐寺開創千五十年記念講演

令和六年八月三十日(金) 午後一時三十分 醍醐寺研修棟

講師…「平安時代後期より南北朝前期に至る醍醐寺法流史」

講師…柴田賢龍師

参加者…三十六名

末寺・教会・醍醐寺だより

万灯会

令和六年八月五日(月)

午後六時 平座理趣三昧法要
午後七時 施餓鬼法要

金堂 金堂前

虫除け虫封じ法要

令和六年八月六日(火)

午前十一時 平座理趣三昧法要
午後七時 施餓鬼法要

金堂 金堂前

醍醐寺文化財仏像調査

令和六年八月十七日(土) ～ 八月十八日(日)

副島弘道氏 久保田綾氏

霊宝館

醍醐寺文書聖教国宝追加指定調査

令和六年八月二十五日(日) ～ 八月二十九日(木)

佐藤健治氏 岡村一幸氏 宮田直樹氏 青木貴史氏

永村 眞氏 藤井雅子氏 高橋恵美子氏 飯田晶子氏

西 弥生氏 坪内綾子氏 山脇智佳氏 佐藤亜莉華氏

松島彩華氏 姜 錫正氏 大松さやか氏

東京大学大学院生一名 日本女子大学生六名

醍醐寺文書調査

令和六年八月二十六日(月) ～ 八月二十八日(水)

藤井恵介氏 ほか一名

高橋慎一朗氏 ほか四名

霊宝館 霊宝館

総務部より

宗教法人の寺院・教会は、毎年会計年度終了後四月以内に役員名簿と財産目録の写しを所轄庁(都道府県庁)に提出することとなっております(『宗教法人法』第二十五条第四項)。
この他にも、収支計算書、貸借対照表、境内建物に関する書類、事業に関する書類の写しの提出が必要となる場合があります(詳細は、真言宗醍醐派宗務本庁ホームページ又は、文化庁ホームページ参照)。

本庁からのお知らせ

宗務本庁では、これらの書類の写しを本庁にも提出いただくことを、宗教法人並びに非宗教法人の寺院・教会にお願いいたしております。
また、寺院・教会は、適切な運営のため、当該寺院・教会規則に基づき、責任役員及び総代を置かなければなりません。責任役員・総代に欠員が生じた場合、任期満了なられた場合には、速やかに申請を行ってくださいようお願いいたします。
文化庁主催による「令和六年度・宗教法人実務研修会」が、十月・十一月に各地区で開催の予定がされています。詳細は、文化庁ホームページ「宗教法人実務研修会」をご覧ください。お申し込みは、開催県へお問い合わせください。

財務部より

既に宗費賦課金の請求書を送らせて頂いておりますが、まだお手元に届いていない場合は、宗務本庁財務部宛にご確認ください。
お手元にございます場合は、お早目の納付をお願い申し上げます。
醍醐寺開創千五十年慶讃事業義納金や各種お支払いに関するお問い合わせは、宗務本庁財務部までご連絡ください。

教学部より

修験伝法教校

令和六年十月十一日(金) ～ 十月十五日(火)

寺庭のつどいおよび教学研修会

令和六年十二月十四日(土)

法 話…醍醐寺座主 壁瀬宥雅 大僧正

特別講師…滋賀 石山寺座主 鷲尾龍華 僧正

※詳細が決まり次第お知らせいたします。

醍醐寺オープンテンプル「1DAY」こころの修行体験

令和六年十一月三十日(土)、令和七年三月八日(土)、同年五月十日(土)

教学部では、さまざまな研修会のご要望を募集しております。
現地での開催希望の場合は宗務所単位や、ある程度の参加人数でのご相談となりますので、是非お問い合わせください。

醍醐寺からのお知らせ

秋期夜間拝観 特別イベント(事前申込制)

令和六年十一月二十二日(金) 午後六時三十分 金堂

奉納コンサート 『MOMONGA』モモンガ

令和六年十一月二十三日(土・祝) 午後六時三十分 金堂

奉納コンサート 篠笛奏者 佐藤和哉

令和六年十一月二十四日(日) 午後六時三十分 金堂

奉納コンサート 『PANGAEA』パンゲア

令和六年十月十二日(土) ～ 十二月三日(火)

醍醐寺霊宝館秋期特別展

※十一月二十九日(金)・三十日(土)は休館いたします。

醍醐寺開創一五〇年記念『文化財の継承』

令和六年三月十四日（二日目） 第七十六次定期宗会

（議事要録）

議席決定（「議席については任期中変わらざ」ということで提案。了承される。）

- 一番 大道 厳猛
- 二番 岩鶴 密雄
- 三番 和氣 正真
- 四番 藤澤 寛秀
- 五番 橘 栄徳
- 六番 今井 奉一
- 七番 大原 弘敬
- 八番 丸山 亮淨
- 九番 大塚 静弘
- 十番 谷山 光信
- 十一番 黒岩 聖款
- 十二番 岩城 秀親

（番外席は次の通り）

- 番外一番 大原 弘敬・宗務総長
 - 番外二番 仲田 順英・総務部長
 - 番外三番 浦郷 宜右・教学部長
 - 番外四番 三好 祥徳・財務部長
 - 番外五番 田中 祐考・伝法学院長
- 幹事 小暮 徹順・総務部課長

―午前十時―

小暮幹事Ⅱ開会に先立ちまして、宗務総長よりご発言がございます。

大原宗務総長Ⅱまず始めに、ご承知のことと存じますが、副議長が退任いたしましたので、議長様、新たな副議長の選出をお諮りいただきしたいと思います。

岩鶴議長Ⅱ宗会の副議長が退任され、宗務総長に就任されたということで、副議長が欠員になっ

ています。開会前に副議長を選任したいと思えます。それに伴い、各委員会構成も若干変わるかもしれません。少しお時間を頂戴して、別室にて副議長の選任、委員会構成を議論したいと思えます。よろしいでしょうか。

―「異議なし」の声―

岩鶴議長Ⅱそれでは、お時間を頂戴して別室で議論します。再開時間の目処は午前十時四十五分としたいと思います。暫時、休憩に入ります。

―午前十時五分から午前十時四十五分まで休憩―
―午前十時五十分から開会式―

小暮幹事Ⅱただ今より、開会式を行います。

―管長猥下、ご臨席―

―御法楽―

―管長猥下告諭

告諭。本日、ここに第七十六次定期宗会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙な中、ご登山くださり誠にありがとうございます。

昨年十一月、醍醐寺第百三世座主、真言宗醍醐派第十一世管長の順和大僧正猥下がご遷化されました。醍醐派教師だけでなく、多くの方々から哀悼の意が寄せられました。このような悲しみの中、不肖、私が座主、管長へ推挙されました。座主、管長として、仲田猥下が示されたように、開山聖宝理源大師の御心に添い、宗団発展のために精進してまいります。

奇しくも、本年は醍醐寺開創千五百年を迎えます。この記念すべき年に、醍醐派教師お一人おひとりのお力を借り、大法要を無魔にて成し遂げたく存じております。

一方、世界に目を向けますと、戦乱に苦しむ人々は増え続けております。日本においても、本年の

元日に能登半島地震が発生し、今なお避難所に多数の方がおられます。一日も早く平穏な生活が戻るように、醍醐派寺院・教会・教師の皆々様と祈っていきたく思っております。

最後に、議員各位のご健勝をお祈りし、告諭といたします。

令和六年三月十四日
真言宗醍醐派管長

大僧正 壁瀬 宥雅

―議長答辞

岩鶴議長Ⅱ管長猥下の名の下、宗会議員十一名、全員登山いたしました。本日の提出議案、令和六年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出予算書の議論を二日間に亘り議論してまいります。

本年は壁瀬管長猥下がご就任され、そして新たに大原宗務総長が着任をされ、醍醐寺にとっても醍醐派にとっても、新たな醍醐寺を構築すべきスタートの年だと思っております。宗会議員として、新たな醍醐寺の再建に向かって、そして本年開催される慶讃大法要、醍醐寺開創千五百年を成満のうちに収め、そして財源を確保するための様々な施策を用意していきたいと存じております。

ともあれ、管長猥下、そして内局の皆様方も健康に留意をされ、この難局を乗り越えて議員共々、一緒に邁進していきたく存じております。

―管長猥下、ご退席―

―議長、議長席へ―

小暮幹事Ⅱ議長にご報告申し上げます。定員十二名、出席者十一名、欠員一名。『真言宗醍醐派規則』第二章第六節第二十二条の規定を満たしておりますことをご報告申し上げます。

『真言宗醍醐派規則』第二章第六節第二十条、『真言宗醍醐派宗制』第三章第六節第九十一条の規定によりまして、第七十六次定期宗会の開会宣言を議長様、お願いいたします。

岩鶴議長Ⅱ今、事務局からこの宗会が有効に成立する旨の説明がございました。第七十六次宗会

を開催いたします。

新たな体制で醍醐寺は壁瀬管長猥下並びに大原宗務総長が就任、着任され、新たな一步を踏み出したと思えます。それに伴って、この難局を乗り越えるために、副議長だけではなく、議長も選任すべしと。新たな体制に向かう正副議長も盤石な体制を作っていくというところで、副議長の選任だけではなく、議長も選任をしていただきました。

また、常置委員が一名欠員になっていますので、常置委員一名も選任しました。委員会構成ですが、決算委員会の異動がございました。後ほどご報告します。

別室にて確定したことを申し上げます。議長、岩鶴密雄、再任。副議長、大塚静弘議員。常置委員会委員、岩城秀親議員。大塚議員が副議長に就任することによって決算委員会の委員を外れていただいで、新たに決算委員として、和氣正真議員就任。委員長は互選により和氣議員が委員長に就任しました。

それ以外の委員会構成については、先ほど事務局が申された通り、基本的に構成委員メンバーは変わっておりません。これにて委員会構成のご報告は終わりたいと思えます。

本来ならば、ここで暫時休憩に入るので、先ほどお時間を頂戴して四十、五十分使わせていただいたので、このまま進行してよろしいですか。――「異議なし」の声――

岩鶴議長Ⅱそれでは、第七十六次定期宗会を開催いたします。冒頭に宗務総長からご挨拶を賜ります。

大原宗務総長Ⅱ先ほど、猥下のお言葉にございましたが、新年早々に起きました能登半島地震では、二百四十一名の尊い命が失われてしまいました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りしますと共に、被災された方々のご一日も早いご安寧と被災地の復旧、復興を心よりご祈念申し上げます。

昨年、令和五年十一月十日、醍醐寺第百三世座

主・仲田順和猥下がご遷化されました。これを受けて、令和五年十二月八日、午後二時より座主推薦委員会が開催され、全委員出席の下、全会一致で壁瀬宥雅執行長を第百四世座主に推挙いたしました。定めにより、醍醐寺座主は真言宗醍醐派管長、大本山三寶院門跡を兼務いたします。同日付で就任されました。

壁瀬座主就任に伴い、『宗教法人醍醐寺規則』第十七条第二項の規定により、不肖、私が執行長の任命を受け、さらに『宗制』『宗規』の定めにより宗務総長の大任を拝しました。元より浅学非才、凡庸の身にてその任でないことは弁えておりますが、しかし、その任を受けた以上、粉骨碎身精進努力して、座主・管長猥下の信に応えてまいる所存でございますので、よろしくお願いいたします。

併せて、座主より任命されました新内局をご紹介いたします。宗務総長、福岡県・不動院住職、大原弘敬。総務部長、醍醐寺塔頭・菩提寺住職、仲田順英師。教学部長、滋賀県・明見院住職、浦郷宜右師。財務部長、香川県・観音寺住職、三好祥徳師。

次に、今次宗会に指名されました番外委員をご紹介申し上げます。番外一番、宗務総長、大原弘敬。番外二番、仲田順英、総務部長兼東京出張所所長。番外三番、浦郷宜右、教学部長。番外四番、三好祥徳、財務部長。番外五番、田中祐考、伝法学院長。以上、管長猥下より任命を受けております。

また、本議会運営の円滑化のため、幹事並びに書記を指名いたしました。幹事、小暮徹順・総務部課長。書記、百日鬼幸秀・教学部課長、渡邊慧海・総務部庶務課長、工藤泰光・財務部課長、森下篤志・総務部秘書課長、壁瀬智泉・総務部課長補佐、飯田俊海・教学部課長補佐、長瀬福男・参与、柴田千帆・総務部本庁担当、米田景子・教学部本庁担当、太田素子・財務部本庁担当、以上十名を指名いたしました。

それでは、まず、昨年度のご報告をさせていただきます。令和五年五月二十四日、午後二時、善通寺御影堂において、「弘法大師御誕生

千二百五十年慶賛法要」を咒立二箇法要、御導師御手替、壁瀬宥雅宗務総長、職衆十二口にて執り行ないました。

醍醐寺では「弘法大師御誕生千二百五十年慶賛法要」を令和五年十月二十一日、午前九時半から金堂において厳修。午後二時からは伽藍、不動堂前にて柴燈護摩を厳修いたしました。慶讚法要の御手替には壁瀬宥雅宗務総長、柴燈護摩御手替は仲田順英総務部長でした。

密教教化の件ですが、第五十五回密教教化賞授賞式が午前十一時より信貴山大本山玉蔵院において開催され、当宗会議員の金仙寺住職、今井奉一僧正がめでたく受賞されましたことをご報告いたします。

令和五年十一月十日、仲田順和猥下ご遷化。十二日、通夜。十三日、密葬。十二月十七日、本葬。十二月二十七日、満中陰。令和六年二月十二日、百箇日法要並びに納骨式を執り行ないました。宗会議員の皆様には、関連法要にご出仕賜りましたこと、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

令和六年一月二十六日、伝法灌頂。十五名が入壇されました。

令和六年二月十五日から二十一日まで、仁王会前行を行ないました。二月二十三日、五大力尊仁王会法要を厳修いたしました。来たる令和六年五月三十日に、新門跡の就任奉告法要を金堂にて午前十一時から執り行ないます。その後、リーガロイヤルホテル京都にて祝賀会を執り行ないますので、皆様方におかれましてはご出席の程、お願い申し上げます。

続いて、全真言宗青年連盟第四十四回結集醍醐大会の件ですが、来たる十月八日火曜日、大会テーマ「法燈く祈りを繋ぐ今」。会場、総本山醍醐寺で執り行ないます。その後、ホテルグランヴィア京都において懇親会の予定ですので、こちらもご協力のほどお願い申し上げます。

今年度、後七日御修法に岩鶴密雄議長にご出仕いただいております。無魔成満されましたことをご報告させていただきます。ありがとうございます。続いて、醍醐寺開創千二百五十年法要について。

基本的方針として、三つの法流で法要を厳修します。一つ目は真言密教の三宝院憲深方。二つ目に修験道の恵印法流。三つ目は顕教の三論。密教法要として庭儀曼荼羅供、修験道法要として恵印法要と柴燈護摩供を執り行なう予定です。三論としては堅義会。日程は十一月十四日の木曜日、開白。午前十時に鎮守法楽大般若転読法要を下醍醐・清瀧宮にて執り行ないます。午前十一時、堅義会平座理趣三昧法要を金堂にて行ないます。

午後一時、如意輪観世音供並醍醐寺第一世座主観賢大徳千百年忌中曲理趣三昧法要を上醍醐・如意輪堂で執り行ないます。午後二時、堅義会を金堂にて行ないます。華嚴宗大本山東大寺様にご協力を依頼しております。

十一月十五日、金曜日、午前十時、恵印三昧耶法要を金堂において行ないます。午後二時、開山聖宝理源大師報恩謝徳平座理趣三昧法要を祖師堂で執り行ないます。

十一月十六日、土曜日、中日法要。午前九時、庭儀舞楽大曼荼羅供法要を金堂において執り行ないます。その後、宗内功労者表彰式ですが、現在場所は流動的で未定です。

十一月十七日、日曜日、午前十一時、慶讃法要。真如苑様が金堂において執り行ないます。

十一月十八日、月曜日、結願。午前九時、鎮守法楽神祇講式。下醍醐・清瀧宮において行なわれます。午前十一時、准胝観世音開扉法要並中興准三后義演大僧正四百回忌中曲理趣三昧法要を観音堂で執り行ないます。午後二時より柴燈大護摩供。柴燈護摩道場で執り行ないます。

記念事業としては、金堂の西側、旧灌頂堂跡地を含む旧三宝院跡地の整備。桜の馬場の土の入れ替えと植樹。霊宝館の空調システムの改修。総額は五億円の予定です。

桜の植樹は一件三十万円から百万円。募集対象は寺院、教会、教師、企業、個人。返礼は植樹した樹木にプレートの設置をさせていただきます。

目標額は一億円。勸募返礼、記念品は仁王経曼荼羅のレプリカ或は僧階昇補。対象は寺院住職、教師。奉納寺院・教会名を記載したプレートを設置させていただきます。設置場所は、旧三宝院跡地

です。教師への返礼は記念品か僧階昇補となっております。

令和五年度の賦課金を基準として、納入額は寺院宗費の四倍。令和七年度末を期限に宗務本庁に納める。宗務所が一括取り纏め、直轄は寺院毎に納入していただきます。特別な事情のある方は個別対応いたしますので宗務所長を通して本庁へ申し出てください。本宗教師、修験道教師、俗先達は一〇一〇万円、三〇〇万円となっております。

続いて、醍醐寺アカデミーの報告です。基本構想は運営部門と教育部門の組織化であり、運営に関しては既に醍醐寺が立ち上げています。一般社団法人がありますので、当初はここが運営を担います。教育部門は、醍醐寺アカデミーとして後継者育成する機関とします。アカデミーとしたのは、この教育機関が伝法学院だけではなく、その前段の教育機関を成し、そこから学校なり企業なりに進む選択ができる幅を持たせるためです。年齢や学歴は問わず、進路を自らが選択していくことができます。組織として醍醐寺から独立したものはありますが、全てに醍醐寺が関与してまいります。詳細は、後ほど総務部長から報告させていただきます。

五大力尊仁王会について。前行は二月十五日に開白いたしました。二十一日に結願。前行衆は延べ約八百名でした。ご協力いただきました皆様方に感謝申し上げます。

コロナウイルスの感染症対策として、金堂での前行衆とは別に三宝院弥勒堂にて、醍醐寺職員のみにて前行法要を執行いたしました。前行中、職員は万全を期して行ないましたことをご報告いたします。

次に、宗団の財政について。健全な財政運営のためには、宗費の検証が必要と考えています。事業計画の見直しをいたします。

続いて、伝法学院の報告。今年度は七名が入学、加行を成満し、本年一月二十六日、伝法灌頂は終わっております。来年度は二月現在で三名が入学予定です。

宗教法人の理解について。日本社会においてコンプライアンスが重要視されて久しいと思えます。

成熟した社会において法令遵守、少しの妥協も許されない状況であることはご承知の通りです。宗教法人においては、全ての法人が『宗教法人法』を理解し、その法人の義務を果たしていくことは当然のことです。宗会や所長会において毎回の様に申し上げていますが、宗教法人として醍醐派の一員として、基本的義務を果たしていただくたく存じます。

『宗教法人法』の根幹は、まず「公告制度」、壇信徒への説明責任。「認証制度」、国・社会に情報公開をすること。「責任役員制度」、管理・運営の三つです。本庁が進めていることは、各末寺・教会が備え付け台帳を管理すること。所轄庁提出書類の写し、役員名簿、財産目録、収支決算書を包括法人たる本庁へ提出いただくこと。また法人登記簿謄本、法人規則の写し、代表役員印鑑証明、所有土地・建物登記簿謄本、境内地見取り図も本庁に提出いただくたく存じます。

宗教法人の公益性は、国が定めるものではなく地域を中心とした人々、国民の判断に委ねるべきものであるという観念に立たねばなりません。日本社会のニーズに応える活動ができ得るかというところにあります。

全末寺には、「あなたのお話をお聞きます」というプレートを配付しました。寺院・教会の基本的活動は、人々に安心を与えることに尽きると思っています。そのためには、寺に人を招き、お話を聞くことが第一歩になります。「あなたのお話をお聞きます」という標語そのものであると理解していただきます。簡単な一枚のプレートではありますが、本質を突いた重要なものであることを認識していただき、引き続き、このプレートの活用をお勧めします。

続いて、醍醐寺の報告です。福祉事業として、醍醐寺境内南の空き地を活用したグループホームは、足掛け十二年目になり、順調に推移しています。

本年、大阪中之島美術館にて、醍醐寺開創千五十年を記念し「醍醐寺国宝展」が開催されます。国宝の文殊渡海図、重要文化財快慶作の不動明王像をはじめ、醍醐寺の貴重な寺宝を約九十

点出陳予定です。期間は令和六年六月十五日から八月二十五日までです。

ここまですが報告です。これより私の施政方針を述べさせていただきます。私の大きな目標として醍醐寺、醍醐派の改革がございます。これについては、不撓不屈の精神で不惜身命を貫く覚悟でございます。継続性と一貫性をおっしゃる方もありますが、今、必要なことは変革であると思っております。意識改革し、固定観念への捕らわれを打破し、どんどん変えられることは変えていくことが重要であると考えています。

醍醐寺の規則、醍醐派の『宗制』『宗規』の見直し。この中には伝法学院も含まれています。授業内容の見直し。特に修験道関係をカリキュラムに多く取り入れていくことを考えています。令和七年度よりは、四月の入学、三月の卒業をさせる予定です。

現代社会に即応できるような規則にしていくなりの委員会の立ち上げ、並びに制度審議委員会を開催します。

財政再建に対しては、慢性的財政難からの脱却、収益構造の問題点を精査していきます。リスクマネジメントすることで、この危機を脱却する。費用対効果が低いもの、採算性が取れないものを見直していきます。

宗費の抜本的見直しを検討していきます。この件は、大変デリケートな案件ですので、委員会を立ち上げ、皆様に納得していただけるよう複数年かけて慎重審議を重ねていかなければならないと思っております。末寺の皆様の願いが反映されるための事業計画とそれに伴う予算書を作成し、宗費の根拠を明確にしていくつもりです。醍醐派の更なる飛躍のためにも避けて通れないことでありますので、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

最後に上醍醐奥の院の再興を考えています。清瀧降臨の地を聖地、パワースポットとして辰年であり今年度中に発信していきます。また、聖天様を併せて聖地として発信していきます。この醍醐寺の職員が毎朝三時より拝ませさせていただいております。

現代の三寶院の聖天堂は老朽化が著しく、苦慮しておりますが、昨日、顧問様に現状をお話しして現場を見ていただき、無理なお願いをいたしましたところ、多額の浄財の喜捨をお約束いただき、早速工事に着手できる見込みです。年内に聖天様の功德について、広く発信してまいりたいと思っております。

以上が、私の施政方針です。ご清聴、ありがとうございます。

仲田総務部長 昨年、前座主・遍照心院順和大僧正猊下のご遷化に伴い、壁瀬宥雅新座主猊下の下、新しく内局が整い、総務部長を拝命いたしました。大変光栄であると共に責任の重大さを感じております。新座主、新総長の下、気を引き締め、本庁業務をしっかりと進めてまいります。よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

本年は、先ほど総長が申し上げた通り、年明けから能登半島に大地震が起こり、多くの方が命を失われ、生活の場を失い、たくさんの方の苦しみを持っている方がまだいらっしゃること、まずは心よりお見舞い申し上げます。

当派関係には大きな被害、被災を受けた方はございませんでした。石川県、富山県、新潟県においては、少なからず被災された寺院教会、教師の方はいらっしゃいました。皆様お元気でいらっしゃいますことを報告いたします。復興に当たり、醍醐派としては桜を「復興の桜」として贈れることができるといふことで、いろいろな機関に働き掛け、模索しているところです。

また、昨年、真言宗醍醐派第十一世管長、順和大僧正のご遷化に当たりましては、通夜、密葬、本葬、また埋葬と宗会議員の皆様より温かいご弔意を賜りましたこと、この場をお借りして遺弟として改めて深く御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

ここ数年の新型コロナウイルスやウクライナ戦争と世界中の不安が広がり、社会が大きく変化しています。日本人の社会生活自体も大きく変化しています。宗教界、仏教界も様々な影響があり、皆様方も今までは違った社会生活の中で苦慮されていることとお察し申し上げます。

宗務本庁も管長、総長が申し上げたように変革の時期です。今までの固定観念に捉われず新しい寺院、教会の在り方について、宗会議員の皆様と未来を目指し、様々な議論ができることを心より念じています。僧侶、職員一丸となって実務を進めてまいります。

まず、総務部からの報告です。毎月六日に発行しております『神変』別冊の中で、総務の細かい報告をしていますので、ここでは割愛をさせていただきます。総務部の基本方針については資料「1 令和六年度総務部基本方針と実務計画」をご覧ください。

次に資料「2 真言宗醍醐派寺院・教会・教師数現況」です。これは後ほど予算の時にもこの資料を使いますが、現状としては、ここに書いてある通りです。「宗務所下寺院」が寺院数、六百二十三ヶ寺、「直轄寺院」が百四十三ヶ寺、「無住寺院」百三十七ヶ寺の内訳で、総数は寺院数が七百六十六ヶ寺です。そのうち、本年、除籍寺院は九ヶ寺です。解散がほとんどです。

また、教会数については、現在、「教会数」は百ヶ寺。「除籍教会」は一ヶ寺です。ただ教会数の中には、無主管の教会が三十ヶ寺あります。法人十六ヶ寺、非法人十四ヶ寺が内訳です。教師数は本宗籍、千三百九十七名、修験籍、千三百七十四名です。本宗籍は入籍者が十九名、除籍者が二十七名。修験籍は入籍者三十名、除籍者三十名です。宗務所の異動は資料の下記の通りです。ご一読いただければと思います。

また、新しく住職に任命された方は、二〇二三年四月から二〇二四年四月まで、合計十二名おられました。二〇二三年四月十五日に行ないました宗内特別功労表彰式ですが、住職勤続三十年が九名、住職在籍五十年が一名、宗務所長任期満了が六名、教師在籍三十年が二十九名でした。以上が現在の真言宗醍醐派の概要です。

続いて、総務部としての基本方針、計画ですが、資料「1 令和六年度総務部基本方針と実務計画」を見ながら簡単にご説明いたします。

まず、「①宗教法人としてのこれからの社会の変化への対応」です。宗務総長が申し上げた通り、

少子高齢化、人材難、物価の高騰、過疎化等多くの社会問題の中で、宗教界も大きな変化を求められています。本年、醍醐寺開創千五百年慶讃大法要を厳修しますが、その中で法流、祈りの継承、信仰する心の重要性を再確認し、私共僧侶がしっかりと法流を学び、実践していくことで、自らも変革しながら様々な変化に対応していかなければいけないと思います。

その中でも義務をしっかりと果たしていくことは大切なことだと思っています。私も長い間、宗務を担当していますが、『宗教法人法』にも問題があると考えています。この問題点も『宗制』や『醍醐寺規則』を見直す中で議論をしていき、発信をするべきではないかと考えています。

また、代表役員以外の責任役員、総代の変更を必ず行なっていたいただきたい。これには手数料が掛かります。今まで手数料未納寺院には再請求等はありませんでしたが、義務の公平性を徹底していくことが、新総長の姿勢です。手で手数料納入の徹底をしていきたいと思えます。また、責任役員、総代を任期通り更新することにより、不活動寺院の把握や後継者問題への迅速な対応にも繋がると思っておりますので、書類の提出を重ねてお願いいたします。

併せて、所轄庁への提出書類も必ず提出していただきたい。ただ、現状、各都道府県庁の対応が非常にばらばらで届出書類の提出率もここ五年はほとんど上がっていない状態です。特に東のほうは提出率が悪く、西のほうは提出率が良いという結果も文化庁の調査で出ています。不活動法人数は減少していますが、やはり私共としては、引き続き不活動寺院を把握し、対応していきたいと思っています。

そういった諸問題に対応していくためには、新総長の施政の中でありました諸制度審議会や小委員会を開き、非常にデリケートな問題ではあります。『宗制』『宗規』『宗費の見直し等』に取り組んでいかなければならない時期に来ていると思えます。

「②不活動法人対策と後継者問題、未来の宗教法人のあり方への対応」についても、全体の把握

はなかなか難しいですが、進めていきたいと思っています。

後継者問題については、醍醐寺アカデミーを後継者育成を含めた機関としての確立を目指してまいりましたが、伝法学院や三憲伝授との関係もあり、本年度、本年度、カリキュラムの見直しを行ない、次年度より裾野を広げながら僧侶になりたい方にしっかりと学んでいただく機会を醍醐寺として提供することを目標といたします。

また、できれば学院を出た後に一流伝授や三論等の勉強を希望される方についても対応できるプログラムを作りたいと思っています。今年度は初級編と上級編に分けて、年間四回開催し、累計で八十九名の方に参加していただきました。

次に「③正しい情報の発信と共有」です。宗派として、迅速な情報発信、情報管理の徹底を引き続き行っています。ホームページの充実や有効活用、各種申請書ひな型のダウンロード等も拡充していこうと思っています。

また、醍醐派の寺院、教会、教師を管理するシステムですが、こちらは三年間費用をいただき、クラウド化による費用削減を目指して、順次、精査しているところです。大きなシステムを作るのではなく、醍醐派に合った管理ができるコンパクトなシステムを目指しています。

また、『神変』別冊から寺院間のいろいろな情報の公開を活性化していきたいと思っています。ホームページ、SNS等の活用も考えています。ただ、同時に情報管理のセキュリティをしっかりと構築しなければなりません。その辺りもしっかりと行なっていきたいと思います。

最後に、総務部としての醍醐寺のご報告です。職員数ですが、僧侶職員が二十名、一般職員が二十名、伝法学院性は七名の計四十七名です。うち、学芸員が五名で醍醐寺文化財の維持管理を行なっています。その他、非正規社員として山内の維持に多い時で約七十名を雇用しています。

醍醐寺文化財の管理ですが、例年通り滞りなく行なっておりまして、補助金等もいただきながら文書、絵画の修理等も行ないつつ、管理の徹底を引き続き行なっています。国宝二十一一件、

七万五千五百三十七点。重要文化財八十八件、四百三十点は昨年と変わりません。

また、先ほど総長が申し上げました通り、展覧会を本年六月十五日より大阪中之島美術館で「醍醐寺国宝展」として開催します。期間中のイベント等、皆様方に順次ご案内させていただきますと思います。

また、本年四月十三日より奈良国立博物館において、「空海—密教のルーツとマンダラ世界」という展覧会が開かれ、こちらにも五大尊像をはじめ五幅を出陳。来年には奈良国立博物館や大阪市立博物館で「国宝展」、再来年には東京国立博物館で「真言の名宝展」の予定があり、こちらにも醍醐寺の国宝、重要文化財が出陳予定です。その都度、報告いたします。

最後に、東京宗務出張所からのご報告です。文化庁は京都に移転してまいりましたが、文化財関係の文部省が担当している部署は未だ東京にありまして、宗教法人に関わることは二か所に分かれています。本庁関係のことは東京へ行かなければならないこともございまして、関係団体との連絡や研修会、公聴会等にも積極的に参加してまいります。

昨今、全日仏でも公益性や税務の問題について、非常に積極的に取り組んでおられます。不活動法人対策や宗教法人の売買といったことに関しての情報交換も関係諸団体と連絡を取り、対応していることを最後に付け加えさせていただきます。重要なことについては、『神変』等に掲載いたします。

浦郷学部長 11月9日付で私も学部長として再任されました。引き続き、精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは、学芸部からは資料「3 令和五年度学芸部事業報告書」、「4 令和六年度学芸部事業計画書(案)」をご報告させていただきます。総長様の施政方針、総務部長のおっしゃったことと被ることもありますので、割愛して説明します。

まず、「●研修・講習会関係」です。宗内の活動です。令和五年八月三十日に教学研修会を行いました。種智院大学の西弥生准教授に「弘法大

師空海と醍醐寺」という題で講演をしていただきました。参加者五十七名でした。

次に、九月十二日、十九日、二十六日、全三回で藤澤寛秀議員に講師を務めていただき、声明研修会を行いました。参加者二十八名でした。

続いて、十一月八日から九日にたくさんのご要望の中から占学を選び「占学講習会」星の動きを讀む基礎講座」を静岡宗務所と共同主催で二日間亘って静岡県で行ないました。兵庫県の御園珠美佳先生をお招きして易学を行ないまして、参加者は五十四名。内訳は静岡宗務所からのお越しは二十三名、本庁募集の方が三十一名でした。

続いて、これはまだ行なっていませんが、令和六年三月二十五日、二十六日に開催予定の「九星気学「暦と気学」講習会」です。これは、伝法学院で毎年行なっている講習会で、いつも石原明順先生をお招きして二日間亘って講習を開いていますが、幅広く視聴いただけるようにZOOM開催にして、外部の方もご来山していただけるように段取りを組んでいます。この資料では三月十日現在で十七名と書いていますが、昨日の時点で二十一名に達しています。目標は二十名でしたので、目標の人数には達していることをご報告申し上げます。

次に、中止になった事業です。十二月十一日に「寺庭のつどい・准教師講座」と「教学研修会」を予定していました。教学研修会は滋賀県・石山寺の鷲尾龍華座主をお招きして「紫式部と石山寺」というタイトルで、皆様に案内も届けて開催間際でしたが、ご承知の通り座主陛下がお亡くなりになりました。急遽中止することになりました。宗内の活動は以上です。

次に、宗外の活動です。令和五年四月五日、真言宗各派総大本山会の第一回人権推進委員会に出席しました。

四月十七日は「真言宗布教連盟 第一回常任理事・理事・監事合同会議」に出席しました。

四月二十日、「同和問題」に取り組む宗教教団連帯会議 第四十三回総会」に出席しました。

六月六日は「真言宗各派総大本山会 令和五年度人権推進講習会」に参加しました。参加者は私

と醍醐派の二名の計三名が出席しました。

六月十九日、「同和問題」に取り組む宗教教団連帯会議 第一回第一連絡会」に出席しました。

九月十一日、「同和問題」に取り組む宗教教団連帯会議 第二回第一連絡会」に出席しました。

続きまして、九月十三日、「京都府・京都府宗教学連盟 令和五年度宗教学法人関係者人権問題研究会」に出席しました。

九月十三日から十五日、「真言宗布教連盟 第五十九回全真言宗青年教師布教研修会」が奈良の西大寺と東大寺で行なわれました。これには布教実演がありまして十八名が実演されましたが、醍醐派からは武智宏教師が発表されました。醍醐派からは、武智さん含めて三名が出席しました。

十月六日、「同和問題」に取り組む宗教教団連帯会議 第三十七回教団行政責任者研修会」に参加させていただきます。

四頁目です。十一月十三日、「真言宗各派総大本山会 人権推進研修会」。これにはワールドワークがあり、京都府周辺をワールドワークしました。醍醐派から一名が参加されました。

十一月二十日、京都府と京都府宗教学連盟、「同和問題」に取り組む宗教教団連帯会議の合同開催である「令和五年度宗教学法人関係者人権問題研究会」に参加させていただきます。

十二月十九日、「同和問題」に取り組む宗教教団連帯会議 第三回第一連絡会」に参加しました。これは大阪鶴橋をワールドワークするという研修でした。

続いて、本年一月十七日、「同和問題」に取り組む宗教教団連帯会議 第四回第一連絡会」、これは醍醐寺で行ないました。醍醐寺からは三名が出席しました。

三月十二日、「真言宗各派総大本山会 第二回人権推進合同委員会」に出席しました。

研修会は以上です。この研修会は『神變』別冊でもいろいろと案内を出していますが、なかなか参加が少ないようですので、積極的に参加していただければと思っております。よろしくお願いたします。

「●御親教・導師派遣並びに講師派遣その他」

の項目です。令和五年五月二十四日、善通寺において「弘法大師御誕生千二百五十年記念大法会」を行い、醍醐寺は咒立二箇法要を厳修しました。御手替は、当時宗務総長でした壁瀬管長陛下。職衆は宗会議員さんをお願いいたしました。現地で厳修させていただきました。

続いて、「京の杜プロジェクト」です。令和五年三月十六日は令和四年度の事業ですが、昨年は宗会の後であったので、昨年度の報告書には抜けている事項ですので、ここに記載しています。いわき市にて桜の植樹を行ないました。そして、今年三月一日に三好部長、渡邊、壁瀬、城戸の四名が出席しました。いわき市立錦東小学校に桜を植樹しております。講師派遣その他の項目は以上です。

その次に、「●その他」です。真言宗布教連盟の活動として、「真言宗各派総大本山会 法話リレー 辻説法」というのがございまして、これは十八本山が全て参加して、必ず一回は辻説法をするという企画でした。三月二十九日、四月二十九日、五月二十九日、六月二十九日、九月二十九日、十月二十九日と二十九日の縁日に六回行ないました。傾聴された人数をここに記載しております。法話の担当は、醍醐寺の鈴木俊秀師にお願いして実施しました。

そして、「令和五年度第六十一回密教学芸賞・第五十五回密教教化賞授賞式」が奈良の信貴山玉蔵院にて行なわれました。十月三十日のことですが、愛媛県・金仙寺住職の今井奉一議員が受賞されました。

続いて、六頁。これは、本庁事業ではないですが「補足」醍醐寺の事業報告」です。

まず、「●法流相承関係」です。三宝院の得度式を令和五年五月十日に行ない、伝法学院七名、三憲受者五名、末寺徒弟二名が入壇されました。

「第五十二回修験伝法教室」を令和五年十月七日から十一日まで開講。初級六名、中級三名、上級十名が受講。その間に修験得度式を行ない、受者六名。恵印灌頂は滅罪灌頂七名、覚悟灌頂四名、伝法灌頂十一名が入壇されました。

続いて、十一月二日に特別開壇で修験得度式を

行ないました。神奈川県・成就院のご信者様、二十五名が入壇されました。

今年の一月二十六日、伝法灌頂を行ないました。伝法学院生七名、三憲受者五名、末寺徒弟三名が入壇しました。

次に、中止になりました事業です。今年の一、二十九日に太元護摩伝授を壁瀬管長殿下にお願いして伝授する予定でしたが、これも前門跡様がご遷化なさいましたので中止いたしました。

続いて、「●法要、行事関係」です。醍醐寺主催のもので、令和五年十月二十一日に「真言宗立教千二百年 弘法大師御誕生千二百五十年慶讃法要」を厳修しました。庭儀中曲理趣三昧を金堂で行ないました。午後二時から柴燈大護摩供を不動堂で執り行ないました。

続いて、令和六年十一月二十三日に末寺の方にご出仕をお願いしまして、十口で声明公演「名残の秋に響く醍醐の祈り」と題して金堂で行ない、参座者は約五十名程でした。

続いて、十一月二十七日、堅義会を行ないました。まず、平座理趣三昧法要を弥勒堂で行ないまして、翌十一月二十八日に本番の堅義会を行ないました。

また、本年一月二十七日から三月三日まで、醍醐寺「京の冬の旅」非公開文化財特別公開「源氏物語と祈りの世界」を開催しました。醍醐寺主催は以上です。

続いて、「◎他宗派・所属教団ほか主催」です。令和五年四月九日に新潟の菅谷寺において仁王会法要を新潟宗務所下寺院より十三名出仕で午前と午後の二座、厳修していただきました。この新潟での仁王会法要は毎年行なっていたいでいます。続いて、十一月二十一日「弘法大師御誕生千二百五十年記念法要」を、新潟の萬覚院で厳修されまして、新潟二西会四ヶ寺、僧侶四名で厳修されておられます。

令和六年一月八日から一月十四日まで、教王護国寺の灌頂院において後七日御修法が厳修されました。醍醐派からは三重県・別格本山大宝院・岩鶴密僧正に神供の配役でご出仕願いました。そして、承仕として同じく三重県・田村寺の田村眞

悠師、随行には北海道・大心寺・荻原隆明師に出仕いただきました。

続いて、「●醍醐寺教育関係」の取り組みです。毎年、寄付講座、いけばな講座、京の杜プロジェクト、地域連携文化財鑑賞事業を記載の学校と連携して行なっていることをご報告します。今年度の教学部事業報告は以上でございます。

岩鶴議長Ⅱ一度休憩に入ります。今、正午ですので、十分間休憩して、引き続き教学部から令和六年度の事業計画を発表いただきます。

—正午から午後零時十分まで休憩—

岩鶴議長Ⅱそれでは、再開します。

浦郷教学部長Ⅱそれでは、資料「4 令和六年度 教学部事業計画(案)」をご提案させていただきます。

一頁の「●研修・講習会関係」です。まず、「◎宗内」です。教学研究会として「三宝山流血脈について」、「声明研究会」、「占学講習会」等を開催する予定です。日時は未定ですが准教師講座も参加者を募集して開催したいと思います。

「◎宗外」の活動としては、「真言宗各派総大本山会 人権推進講習会及び研修会」の参加を募集させていただきます。講習会については、昨日の会議によつて、六月四日開催と決定されています。

その下の「真言宗布教連盟 全真言宗青年教師布教研修会」も一昨日の会議で十月十六日水曜日から十月十八日金曜日三日間、広島県尾道市の泉涌寺派・浄土寺で開催されることが決まりました。続いて、「●御親教・導師派遣並びに講師派遣その他」です。要請があり次第、随時お受けいたします。

「●その他」ですが、十月十日に醍醐寺で密教学芸賞の表彰式が行なわれます。

続いて、二頁「補足」醍醐寺の事業計画の「●法流相承関係」は例年の如くで、ほか資料に記載の通りです。

三好財務部長Ⅱまず、令和五年度予算執行状況、

令和六年一月末日現在のご報告を申し上げます。令和五年度予算、歳入総額、七千五百五十万円に對し一月末日、五千九百九十九万二千七百二十五円の収入です。予算比六十八パーセントです。

続いて、宗務所下寺院宗費納入、令和六年二月二十九日現在のご報告を申し上げます。三十宗務所のうち、二十宗務所から完納をいただいています。千四百九十六万四千三百六十四円、納入率六十九パーセントです。残る十宗務所が二月二十九日現在、未納です。

本派ご住職・教師の皆様におかれましては、まだまだ大変な日々をお過ごしのことと存じ上げます。財務部も、大きな台風が始まり、コロナ禍と想定外の対応に追われた日々でした。本庁も厳しい財務状況の中で職員は各持ち場で前向きに対応していただきます。ご報告いたします。今後は、収入増と予算外の支出をより意識して邁進してまいります。

岩鶴議長Ⅱ予算書に関しては、後ほど、第一号議案で記載された通りですから、別途説明をいただきます。

次回からは財務部も作成をしておいてください。今おっしゃった入金状況や現在の状況は必ずペーパーに落として報告書を作成していただきたいと思ひます。

三好財務部長Ⅱ畏まりました。

田中伝法学院院长Ⅱ総長と重なる部分は割愛し、伝法学院に関してご報告させていただきます。

令和四年度の院生は、昨年四月二十五日に無事二名が卒業いたしました。一名は師僧の寺院で活躍、一名は寮監として奉職しています。令和五年度の院生は七名、昨年五月八日に入学し、加行、灌頂を成満しまして、四月二十五日まで実践行に励んでいます。本日より一名が大学院に復学しました。また、来月には二名、大学に復学する予定です。

今後、伝法学院としては、魅力ある伝法学院を目指して、管長殿下、総長はじめ内局の方と相談をしながら、また末寺の方のご意見を伺いながら授業内容等を見直し、一名でも多く入学していただけるよう進めてまいりたいと思ひます。

また、昨今の事情を鑑みまして、大学を休学して入学される学生が増えてまいりました。来年度より四月の入学、三月の卒業を考えまして、詰めてまいりたいと思います。

岩鶴議長 先ほどと同じく、この場だけではなく、報告に関してはしっかりとペーパーに落としていただいて。なかなか数字は我々、記憶できませんので。他の部署はペーパーに落としていきますから、よろしくお願ひします。

田中伝法学院長 分かりました。

岩鶴議長 ただ今、各部門長から令和五年度の報告と令和六年度の方針、予定が発表されました。それに関して、ご質問等がございましたら挙手をもってどうぞ。

岩城議員 新しい総長が誕生され、三部長が再任されました。今、それぞれの報告、指針が示されました。報道では総長が指名され、それを管長が任命されたということになっています。寺院規則もそのようになっていきます。総長により、管長が先に指名、任命されたことですが、どちらにしても一時代が終わり、新たな体制になり、やっと今までできなかったことができるようになるうとしている時に、なぜ十何年も同じ部長が同じ部署なのか。これでは何も変わらないというのが感想です。私だけではなく、末寺の方々にとっても、純粹な疑問です。座主は入山式で「発展と変革」と仰っていました。発展と変革が期待できるのか、その経過をお聞かせください。

岩鶴議長 ありがとうございます。この質問内容は一般質問とは違いますか。

岩城議員 違っていません。今の報告に対してということでは一般質問ではない。

岩鶴議長 そうですか。宗務総長にお尋ねしたらよろしいですかね。

岩城議員 そうですね。宗務総長が指名されて座主が任命されるということになってるので、執行長が任命されたと思いますので、その経過について。

岩鶴議長 その任命理由をお聞かせ願ひたいということでしょうか。

岩城議員 要は長いこと同じ部長が、これだけ

変わろうとしている時になぜ十何年間もやられるのかという純粹な疑問。末寺の人もそう思っておられようですから、その経過をお聞かせいただきたい。

大原宗務総長 『宗規』には座主が全てを任命すると書いてあります。何条の何項かを調べる時間がありますが、そういったことで座主から任命されたということです。

岩城議員 寺院規則には、執行長の推薦により座主が任命するという第十七条三項に書かれていると思います。

岩鶴議長 よろしいですか。急なご質問で新任された宗務総長ですので、規則をもう一度確認していただいて、正確な答弁をいただきたいと思います。答弁は今ではなくて後ほど良いでしょうか。

岩城議員 結構です。

岩鶴議長 はい。恐れ入りますが、お時間を頂戴して。

仲田総務部長 議長、お時間をお掛けしてすいませんでした。『宗教法人醍醐寺規則』第十七条第三項に「寺務所に総務部、教学部、財務部を設け、各部に執行を置き、この法人の事務を分掌する。」となっております。「執行長が推薦する」という一文はございません。第十七条第一項に「執行長一人を置き、責任役員の決議にもとづき、この法人の事務を執行し、その処置につき座主に対して責任を負う。」とあり、寺務所の執行長の役割です。

岩城議員 醍醐寺の寺院規則は、私らにとつてはどれが最新なのか分かりません。今、総務部長がおっしゃっている醍醐寺の寺院規則は何年版でしょうか何時改正されたものですか。

仲田総務部長 昭和五十四年十一月一日からの執行で、それ以降は改定されていません。

大原宗務総長 私も打診を受けた時、醍醐寺規則は一通り読みました。過ちは無いと思います。

ただ、岩城議員のおっしゃっているように、この規則、不備などところがあるかもしれません。今後、これを改定していくということで議論を重ねていきますので、それでよろしいのではなからうかと。

これからは「総長を誰が決めるのか」とかいう議論にもなると思います。ここではどうなるかは分かりませんが、委員会等で皆様方の意見を招集して「決め方を変えましょう」ということになれば、変わるでしょう。そういうことをおっしゃりたいのではなからうかと今、理解しました。

岩城議員 私は別に座主が選ばれようと執行長が誰にならなくても結構なのですが、ただ、何故この変わるうとしていく時に、総長は変革、改革と何回もおっしゃっているのに、この十何年間も同じ部長がそれをするのかということをお聞ひしています。確かに座主が任命されることになっていたら執行長は何も言えないと思います。この規則が古いかどうか知りません。多分基本的な変わってないと思います。字句は幾つか変わっているとあるかもしれませんが、私は「何故」ということを聞いています。別にそれ以上のことは構いません。

岩鶴議長 規則の件に関しては、今宗会の施政方針とは基本的に違いますが、これはこれで終了です。

そして、岩城議員がおっしゃった「何故十何年間も同じ方を任命されるのですか」ということについては、規則の話ではない。推薦理由は管長以下にも総長にもあるかもしれませんが、基本的には推薦理由というのは個人情報になってきます。私は「こういう理由をもって推薦しました」というところまでは言う必要がない。また、言うべきではないと思っておりますから、今回の岩城議員のご質問というのは、これで終わりたいと思います。

規則の変更や改定が何時なされたという話は事務的な話ですから、また後ほど調べていただければ結構だと思います。規則については今後、宗務総長が率先して民主的に、また皆様方が納得できるように改定の陣頭指揮を取られて改革をされると思いますので我々はその推移を見守っていくのがよろしいと思います。これでよろしいでしょうか。

岩城議員 結構です。違う質問ですが、総長は先ほどの施政方針で『宗制』『宗規』の大幅な変更を考えているとおっしゃっていました。私も宗

会議員になりましたから十何年になります、ずっとそういうことを言っていました。できれば今の時点で具体的にどういうところを、どのように見直そうとお考えなのかお聞かせください。

大原宗務総長 〓 私自身はいろいろ腹案があります。しかし、それはここで言うべきものではないので。皆様のお考えを集約してやりますので、その場でお答えします。私が良いからと言って皆様が賛成されるかは分かりません。私も去年まで議員側にいましたから、皆様と同じです。

岩鶴議長 〓 ありがとうございます。そういうことで、皆様が納得できるような改革を宗務総長が率先して進めていきます。その時には当然、皆様のご意見、議員だけではなく、一般末寺のご意見も拝聴しながら合意形成ができるような仕組みをこれからお作りになると思っておりますから、ご理解いただきたいと思えます。

今、岩城議員がご質問されましたが、他の皆様、今回、各部長の報告並びに方針について、何かご質問等がございましたら、挙手をもってどうぞ。
和氣議員 〓 質問と言いますか要望になるのですが、醍醐派寺院の詳細のところ、兼務してはいる寺院がどれぐらいあるのかを、今すぐではなくて良いので教えていただきたいと思えます。

地元でもそうなのですが、本当に僧侶が減ってきていますし、住職がない寺院も増えています。一人の僧侶が何ヶ寺も兼務している。何とかそれで田舎のほうは回っているのですが、更に僧侶数が減ってくると回り切らない時代が来るのかなともう近くまで来ていると感じていますので、その辺りの数を教えていただけたらと思えます。

仲田総務部長 〓 予算のところ、数字を準備していますので、そこで説明させていただきます。
岩鶴議長 〓 よろしかったでしょうか。
和氣議員 〓 はい。

大塚議員 〓 伝法学院について、先ほど時間の都合だと思のですが簡潔な報告がありました。現在の講師の人数、カリキュラム等をご提示できるのであればいただいたほうが、学院の運営方針が分かると思えます。また、予算の時でも結構

ですので、お願いしたいと思えます。
岩鶴議長 〓 伝法学院院长、恐れ入りますが、今でなくても結構ですので資料を揃えて今の要望に添えていただいて。以降はペーパーでご説明を願いたいと思えます。

田中伝法学院院长 〓 はい。
岩鶴議長 〓 他にいかがでございますか。よろしゅうございますか。

— 無言 —

岩鶴議長 〓 それでは、本来でしたら、議案の上程に移るのですが、本日は副議長に新任された大塚議員からご挨拶を頂戴し、その後休憩に入って昼食時間を取りたいと思えます。

それでは一言、ご挨拶を頂戴したいと思います。
大塚副議長 〓 浅学非才な者で、まだまだ分からないことが多いのですが、岩鶴議長の下、議長を支える立場として、この宗会の運営に妨げのないように、且つ活発な議論がなされる宗会を目指して頑張つてまいります。皆様、よろしくお願ひいたします。

— 全員、拍手 —

岩鶴議長 〓 それでは、休憩に入ります。午後一時四十分から再開します。

— 午後零時四十分から午後一時四十分まで休憩 —

岩鶴議長 〓 それでは、再開します。先ほど伝法学院院长から通年の授業並びに特別講義ということで、書類を一枚作っていただきました。皆様の手元に配布されていると思えます。

それでは、第一号議案「令和六年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出予算書（案）」に関する件について、審議、協議をしていきたいと思えます。本庁よりご説明を願います。

— 財務部長より第一号議案説明 —

仲田総務部長 〓 今年度より、各部署で予算を吟味、検討していますので、大きい変更については、各担当部からご説明をさせていただきます。

総務部は収入で大きく変化させたこと理由をご説明します。

まず、第一款第一項「当年度収入」です。「宗費賦課金」がほとんどを占めています。修験道教師僧侶で二十万円減にしています。修験道の教師僧侶の実数の増減は同じ数なのですが、コロナ禍の影響か、『神変』別冊の返送数が毎月少しずつ増えています。つまり活動してない方が増えている可能性が非常に強くなっていますので、今年度は二十万円減額の八百五十万円とさせていただきます。

続いて、第一款第二項「過年度収入」を下げています。これは活動ができていない寺院がかなり増えているということになります。今年度も既に過年度収入は減ってきています。三月の決算も厳しいものになるのではないかと思っています。そこで、第一目「寺院」を百四十万円から百万円、第二目「教会」を六十万円から三十五万円に減額しました。

『神変』別冊が宛先不明で返ってくる数が、先ほど申し上げたように毎月少しずつ増えてきています。そういったことも加味しての数字です。中には忘れていて納入される方も結構いらっしゃいますので、そういうところは活動しているのです。大丈夫とも考えられますが、恐らく活動していない寺院、教会が、特に直轄で年々増えているところ。ところがこの過年度収入の減に繋がっていると。決算になるべく近づける形で予算を立てさせていただきます。

続いて、第二款「礼録金」です。第一項「本宗」を八百万円から六百二十万円に減額しました。今まで、御遠忌や慶讃法要がありますと一年で義納金等を納めていただいていたので、その前年は僧階を上げるために収入が増えました。しかし、今回、三年に分けての納入になりました。去年よりも今年の方が増えるかと思っておりますが、昨年は僧階昇補の希望者が非常に少ない年でしたので決算も減ってきてしまうと思えます。

で申しますと三十四パーセントが本庁負担になっています。

元来、本山と事務をシェアして効率化を図るといふ伝統があると、私も就任してから感じています。分かり易く申し上げると、「宗団は財政的に本山から支援を受けている」の一言に尽きるところはあります。一体不可分なところはあつて、ここを申し上げておきたいと存じます。

岩鶴議長 大道議員の質問は、「給与費が三千三百万円であるということは、醍醐寺の負担が結構あると思う」ということで、「どのくらいですか」というお話だつたと思います。専任職員がいないとおっしゃっていましたが、いないのですね。

三好財務部長 はい、いいです。

仲田総務部長 正確に言いますと、本庁は課長以上に三十四パーセントを負担していただいています。一般職は専属でやっている方はいませんがこの宗会に出席しているメンバーが担当です。ここは約五十パーセントの負担を本庁がしています。答えになつたでしょうか。

大道議員 その点に関しては、よく分かりました。他の面でもかなりの部分の支出は、醍醐寺負担であると考えてよろしいでしょうか。

仲田総務部長 支出のほとんどを「宗務本費」として総務が担当していますが、これも案分しています。項目によつていろいろですが、二十五パーセントから五十パーセントをそれぞれの項目若しくはもう少し細分化されたところで案分しています。

大道議員 二十五パーセントから五十パーセントというのは、醍醐寺側ですか。

仲田総務部長 本庁側です。本庁側が醍醐寺事務所等で掛かる経費の事務費、備品費、印刷費等の二十五パーセントから五十パーセントを案分しています。割合は、例えば封筒ですと、本庁でもたくさん使いますので半分の五十パーセントにしてたりします。明確に分けられるものは明確にして、そうでないものは案分しているということですが、

大道議員 ありがとうございます。
岩鶴議長 確認ですが、「給与費」三千三百万

円というのは、管理職の報酬ということでしょうか。課長以上の管理職。

仲田総務部長 はい、それで大丈夫です。

岩鶴議長 そのうち三十四パーセント分に関しては宗務本庁が負担をし、六十六パーセントは醍醐寺負担ということですか。

仲田総務部長 はい。

岩鶴議長 それ以外、一般職の部分に関しては、約五十パーセントずつ醍醐寺、宗務本庁が負担しているということでしょうか。

仲田総務部長 一般職は、全員ではなくて本庁を担当している人だけです。

岩鶴議長 本庁を担当している者の報酬は、五十パーセントを本庁が出し、五十パーセントは醍醐寺が負担している。これでよろしいでしょうか。

仲田総務部長 はい、大丈夫です。

岩鶴議長 これで皆様、よくご理解いただけただでしょうか。よろしいですか。

—「はい」の声—

岩鶴議長 他にご質問のある方は挙手をもってどうぞ。

谷山議員 予算書を見せていただいています。令和五年度の決算の途中経過がないと予算は組めないのではないかと会議に出て思っています。途中の決算がないとなかなかこの数字だけを見ていてもぴんとこないというのが実感です。

岩鶴議長 予算書は前年度予算と今年度の予算との比較で、資料としてはこれでよろしいかと思えます。ご質問があつた通り、まだ決算が出ていませんが、見込み決算がある程度出ていると思えます。そうでないかと予算がなかなか組めません。見込みで結構ですから、今の谷山議員の要望通り報告できる部分があれば報告していただきたいと思ひます。

三好財務部長 令和五年度予算執行状況、令和六年一月末日現在のご報告を申し上げます。現在の予算に対する収入状況は、歳入総額では六十八パーセントの収入があります。内訳として、

宗費賦課金は六十八パーセント、礼録金は六十三パーセント、手数料は六十パーセント、雑収入が八十パーセントの収入状況です。

岩鶴議長 支出はいかがでしょうか。歳出。

三好財務部長 令和五年度の決算の推移のご報告は後ほどさせていただきます。

岩鶴議長 推移よりも決算見込みで結構です。歳入と同じように、「大体このぐらいで推移しています。見込みはこうです。」で結構だと思ひます。改めて把握していただいで、後ほど発表していただければと思います。谷山議員のご質問は後ほど答えていただくということでご理解いただきたいと思います。

谷山議員 よろしくお願ひします。

岩鶴議長 他にご質問等がありましたら。

岩城議員 幾つかありますのでお願ひします。

まず、宗費賦課金ですが、大体例年通りの計上になっていきます。しかし、決算になりますと大体同じように毎年五百万円から八百万円ぐらいのマインナスになっていきます。三、四年前に、宗費賦課金や手数料の増収のために小委員会を設置することになり、何度か開催されて、来年度も開催予定になっていきますが、具体的にはどのようなことが検討されたのか報告がありません。これは、のんびりとした長期的なものではなく、短期的に素早く増収を図るということだつたと思ひますが、この予算の中にそういった小委員会の検討案が含まれて反映されているのかどうか、お答えください。
岩鶴議長 確認ですが、小委員会で決議されたことに対してその内容がこの予算書内に反映されているかどうかということでしょうか。

岩城議員 はい。

仲田総務部長 毎年、「当年度収入」は決算では予算より落ちていますが、予算通りに進めようということ、財務部、総務部で再請求をしています。

それから、これは「当年度収入」ではないのですが、先ほど私の報告でも申しましたように、検討された問題の中でも責任役員、総代の更新時の手数料については厳しく請求していきましようということ、実際に今年度から実施していく。今

まで、一度しか請求してなかったのですが、それを二度、三度と請求していく。それは実行して目の前の収入増に繋げたいと思っています。

それから、「褒賞」も積極的に末寺に呼び掛けて申請が増えればと思っています。細かいところからのスタートになりますが、そこからまず始めるといふことでご理解をいただければと思います。岩城議員Ⅱ小委員会の責任者が誰かは分かりませんが、何回も開かれてはいるわけですから。おっしゃっているのは、個人ではないですが総務部長としての意見であって、私が聞いているのは、小委員会としてどのように検討され、今のところ何も報告ありませんが、検討されたことが予算の中に反映されているのかということをお聞きしています。

仲田総務部長Ⅱ自分の意見のように言っていますが、小委員会等で検討された事項をわざわざ反映していません。今年度もそういった委員会を開催して、より一層検討していければと思っています。

岩城議員Ⅱその件はしっかりやっておられるのでしたら、お任せするしかありませんので、それで結構です。

次に、「機関誌製作費」ですが、冊子でなく別冊になったおかげで大体三百万円ぐらいの支出減になって、予算的には楽になったわけですが、その反面、内容的には大変乏しくなりました。年二回発行となっている冊子も一回がやつとで、中身は「何時のことだったのか」と思われるような記事でした。別冊も、宗会の議事要録は冊子の頃は定期宗会が六月号、臨時宗会が十月号、全国宗務所所長会議の議事要録については九月号に掲載されています。しかし、現在のところ、昨年七月の決算宗会の議事要録はまだ掲載されていません。少し古い『神変』を見てみますと、仲田管長が総長時代に「議事要録を『神変』に掲載していくようになったのは、我々、内局が来てからのことです。皆様に徹底する一番の方法と思って『神変』誌に議事要録を掲載しております」とおっしゃっていました。宗会でのような話がされていて、どのようなことが決まったかを皆様にお知らせす

る意図だと思っています。こういうつもりで掲載されるようになったのですから、その精神からすると現在の『神変』を見てみますとあまり活きていない。

私事で申し訳ないのですが、『神変』別冊で、昨年三月の定期宗会の議事要録が掲載されましたが、なぜか私の一般質問がごっそり抜けていました。意図的でしょうかと思えません。こんなことがあった良いのかどうか。

内局として、『神変』を誰のために作成しているのかしつかり考えて発行していただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

岩鶴議長Ⅱ十二番、岩城議員からのご質問ですが、『神変』誌の内容が少し希薄になっていてのではなからうか。昨年の定期宗会での自分の発言が削除されていた。今後、予算は減りましたが、どういふコンセプトで今後『神変』誌を発行するのですかという内容だと思っています。

浦郷教学部長Ⅱ現在は冊子のほうを「本編」と言いますが、「本編」で宗務所長会、宗会等の議事要録をなるべく詳しく具体的に記載していたのですが、それを今まで通りやると年二回ですので、どうしても遅くなるということが出てきました。それで、小冊子になるべく載せるように移行しよう。議事録ではなく議事要録として、なるべく端的にしていこうということになりました。しかし、それでももの凄く量が多くなってしまいました。小冊子でも少し厚めの小冊子になってきて、これでは具合が悪いため、かなり議論をさせていただいて、なるべく議案に沿った部分だけを掲載した次第です。

その点において、岩城議員がおっしゃったように、ご自身の発言部分のごっそり抜かれていたところを省いていますので、その辺はご了承いただいていますので、また検討させていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

岩城議員Ⅱ省かれた者がそんなことで「了承してください」と言われても。紙面上のことか知りませんが、そうであるならばなぜ私のだけがごっ

そり抜けたのか。他の人でも良いわけですが、私だけが抜けたのは、完全にどう考えても意図的、恣意的なことが私はあると思っています。そういうことは、いくら紙面がどうかどうかかそんな言い訳で済む問題ではないので、今後、そういうことのないようにお願いします。

岩鶴議長Ⅱすいません。時間の加減で、他の議員の質問があるかと思いますが。

岩城議員Ⅱ一応、待っていましたから。待つて最後に質問しようかと。どこで聞いても構わないのですが。

岩鶴議長Ⅱ皆様、どうでしょう。無いようでしたら、また岩城議員にお願いしますし、あるようでしたら、どうぞ。

和氣議員Ⅱ先ほど、「給与費」のところ、本庁を担当している職員は五十パーセントを本庁で支出しているという話だったと思うのですが、担当している職員は何人おられて、その総額が大体いくらぐらいなのかを教えてください。また、伝法学院の交付金の予算に充当する千二百万円ですが、その千二百万円の内訳を教えてくださいと思います。

仲田総務部長Ⅱ「給与費」については、総額を言うのと給与が分かっています。給与は個人情報なので人数だけお答えします。人数は三名です。いくらかというのには給与に関しては本場にデリケートでして、推測できるようなことを言ってしまうのも個人情報になります。公の議会ですので申し訳ございませんが、そこは推測していただければと思います。

浦郷教学部長Ⅱ学部からは、伝法学院の交付金についてご説明させていただきます。交付金の内容は、基本的には先ほど院長先生が追加でお出しになった資料に授業のこと等が書かれていますが、これを担当している僧侶、そして院長先生のお給料等に全体の三十四パーセントぐらいを出しているということです。ほぼ人件費だと思っています。ただければ。

岩鶴議長Ⅱ千二百万円は人件費ということでしょうか。

浦郷教学部長Ⅱ そうですね。

和氣議員Ⅱ はば人件費で、全体の三十四パーセントを支出しているということでしょうか。

浦郷教学部長Ⅱ 追加で申し上げますと、何度か説明したかもしれませんが、院生が一人であろうと十人であろうと人件費は掛かってきます。その負担を本庁で約三十四パーセント分お願いしているという形です。それが大体千二百万程度ということですね。

和氣議員Ⅱ はい、ありがとうございます。

岩鶴議長Ⅱ 確認です。総人件費のうち三十四パーセントが千二百万円ですか。話の辻褄が合わないのですね。

浦郷教学部長Ⅱ 先ほど院長先生がお出しになった授業を受け持っている方、そして院長先生のお給料、寮監、以前は寮母もいましたが、そういった学院に携わっている方の人件費の一部を負担していたのだと思います。交付金として学院にいただいているということですね。

岩鶴議長Ⅱ 和氣議員、ご理解いただいたでしょうか。

和氣議員Ⅱ 全体の三十四パーセントが千二百万円です。それを本庁からの支出にしているということですね。

浦郷教学部長Ⅱ はい。

和氣議員Ⅱ ありがとうございます。

藤澤議員Ⅱ 収入の予算のことですが、過去を遡って見ていましたら、大体七千万円から七千七百万円、七千八百万円ぐらい。令和二年は七千三百万円の予算に対して決算額が六千八百万円、確かこの時は補正を組まれたかと思えます。

この宗派は宗費が歳入のほとんどです。会費収入と言うとおかしいですが、寺院、教会からのご浄財でこの宗団は成り立っていると思います。先ほどの質問と被るかもしれませんが、いつも七千六百万円ぐらいで収入が推移していると思いますが、今年八千万円。結構強気だと思つたのですが、「頑張つて収入を増やしていこう」と先ほどお答えくださいました。再度の確認ですが、「これでいけるかな」というのが一つです。

二つ目の質問として、この宗派の予算立てで収

入に関しては、先ほど宗務総長の施政方針の中で「宗費等の収入の根拠があつての予算だ」という趣旨の説明がございました。「宗務本庁費」の中で人件費等のお話もございました。

基本的に私が思うのは、「宗教法人真言宗醍醐派」は一つの宗教法人です。その宗教法人の事務所のある地は、伏見区東大路町の三宝院の中にありと規定されています。そうであれば、当然、その事務所の財産があると思いますが、財産目録には載っていません。ということは、借りておられるのかなど。この予算の中に光熱水費はあるけれども、家賃の支出がないのは何故なのでしょう。一つの法人ならば、当然、事務所の経費があるはずですが、事務所に掛かる費用は計上されていません。なぜこの中に家賃等々の支出がないのかなど。それも恐らく宗費の根拠となる中に含まれると思えますので、以上の二点をお聞かせ願えたらありがたいです。

大原宗務総長Ⅱ 岩城議員や他の議員からも出ていることなのですが、ごもつとものごことで、このところを全て改革したいということでも所信表明させていただいた次第です。実際に、本庁或いは寺務所で職員を抱えて、一体どのくらい掛かるものかというところも全部精査し、来年までに全て用意いたします。その上で根拠を示して、「これではとてもできない」と。今、全然できていないですから、数字合わせをしているとしか思えません。そういったところを全部精査しますので、少しお待ちいただいでよろしいでしょうか。

仲田総務部長Ⅱ ご質問に端的に答えますと、今年度の予算は前年度の予算よりも大分減っています。また、決算委員会を開くようにして八千万円以上の予算を立てるようになったとご理解いただければと思います。ですから、前年度までは少し強気だったのですが、今年度は決算予測の中で少しでも現実に近いというところで、この予算を内局で相談し、管長殿下の最終的な判断で組んだというのが現状です。

家賃については確かに納めていないのですが、先ほども言いましたように、「宗務本庁費」の事務費や光熱水費等を割り当てることで、それが一

応家賃代わりとご理解いただければと思います。

藤澤議員Ⅱ ありがとうございます。

岩鶴議長Ⅱ よろしかったですか。

藤澤議員Ⅱ はい。もう一点ご質問があるので、「教学費」の中で伝法学院交付金について、先ほど和氣議員からご質問あつた時に「ほとんど人件費だ」とお答えになりました。先ほどと一緒ですが、伝法学院も「宗団が維持管理する」と『宗規』ではなっています。ということは、伝法学院の建物、土地は醍醐寺のもですが、確か二十年前ぐらい前に新築された時に伝法学院の卒業生が勧募をされて、あの建物が建つたという経緯があると思います。恐らく全部の費用はあの時の勧募で集まったわけではなかったと思うので、足りない分は多分醍醐寺が負担されて、その返済金、家賃代わりと言つたらおかしいですが、それがこの千二百万円の中に含まれているのかなど。ですの、伝法学院生の入学が前年、前々年、一人、二人という時期がありました。その時は学院を使用されなかったと。しかし、使わなくても千二百万円ぐらいの支出がある。賃貸契約があるのかどうかは知らないのですが、学院を使用していているということでは私には払われていると理解していたのですが。

また、来年の入学生は三人とお聞きしました。三人であれば学院を使わなくても良いのではないかと。一人、二人の時は確か三宝院で居住をされて、加行もされていたと思います。であれば、別に使用料等がもつと安くなるのであればこの千二百万円も払わなくても良い部分があるではないかと思つたのですが、この辺のところはいかがでしょうか。

大原宗務総長Ⅱ 私の想いを申し上げます。数字は後で教学部が言います。おっしゃる通りで、三名です。そのところどうしようかと。今年度は修証殿を使うのはどうかという話があります。取りあえず今、修証殿を使うとして、将来的に人数が少ない時にどうするのかも改革の中に入っています。ただ、寄付をいただいていますので、変える時には皆様にご了解いただかないと勝手に変えるわけにはいかないため、その辺は話し合いを

持つて進めていきたいと思っております。

浦郷教学部長 藤澤議員がおっしゃったように、本庁が学院の運営を賄っているのであればその通りですが、伝法学院、修証殿といった建物は全部醍醐寺が全額負担で持っています。確かに学院の建設費は寄付をいただきましたが、足りない大部分は醍醐寺で資金を調達して建てています。もし、今後、人数が少なく伝法学院を使わずに別のところで院生を迎えるとしても、本庁が運営責任を担うのであれば、最低限、その建物の減価償却に耐え得るだけの家賃は本庁が負担すべきであるということでは確かだと思います。

いづれにしても、学院を使わなかったから交付金が減るということは一概には言えないと思います。醍醐寺のどこを使うにしろ、運営費は今現在も大部分を醍醐寺が負担していますので、これを本庁に本庁が学院の運営を負担するとなれば、これ以上の金額が発生することになると思います。

岩鶴議長 よろしいですか。

藤澤議員 ありがとうございます。

岩鶴議長 非常にナーバスな問題です。新たに任命された大原総長がしっかりと精査をしますと、いろいろな実態調査をしたいということからは前からおっしゃっていますから、宗団と醍醐寺の関係、学院の賃貸料等のことはもう少し共通の認識と情報を持つてから議論していくことになるかと思えます。様々なことがございますので、まだ就任されて間もない総長ですから、なかなか答弁も難しいところがあるかと思えます。議会の代表として副議長が宗務総長になられたわけですから、そこは我々としては理解していきたい。一年間という期限を決められて動かれるということですから、議会の議長がお話することではないかもしれません。丸山議員は少し猶予いただければと思います。

丸山議員 過年度収入ですが、先ほど総務部長が厳しく請求書を出すとおっしゃっていましたが、ただ定額を払えばそれで良いということではなく、ペナルティーではないですがプラスアルファの請求をしても良いのかなと思います。変な言い方ですが、「お金を払わずに逃げ得は許しませんよ」と。こういうことをすることによって、宗教法人の利

点、利益、長所を悪用する人もいるかもしれないので、その辺は徹底的にやっていたきたい。

歳出について、令和四年度の決算書と比較対照しましたところ、「宗務本庁費」の「備品費」、「印刷費」、「旅費交通費」、「その他」等が令和四年度の決算額と比べると、例えば「備品費」であれば執行額は約百十万円、「印刷費」では約三十万円を収めておられます。予算額に対して少ない決算をされていますが、そういう項目についても今年度も五十万円とか百万円ほど余りそうな予算となつています。予算に余裕を持たせる金額を、例えば十万円、二十万円ぐらいのプラスにして、「通信運搬費」とか「雑費」のほうに掛かっていますので、そちらのほうに回しても良いのではないかと思います。

三好財務部長 予算は決算になりますとかなりの数字が変わってまいります。当然、過去のデータを見ながらの予算立てでございますので、そこはどうぞ汲んでいただきたいと存じます。成立させるために、いろいろなことを考えての数字でありまして、遠慮なく貴重なご意見をいただきましたら勉強させていただきます。予算立ての数字を出したいと存じます。

仲田総務部長 補足をさせていただきます。収入ですが、未納寺院、教会、教師に対しては請求をさせていただきます。現在は過年度収入については納めていない金額分だけを請求しています。ただ、未納に対して罰則等はございません。何度か委員会等でも議論されましたが、「罰則を科すのは厳しい」という意見をいただいた経緯もあります。そういったことに関しても今後、総長を中心に内局でも検討して素案を吟味していきたいと考えています。積極的なご意見をいただければと思います。

予算について、特に「事務費」ですが、これは過年度よりもどちらかというと前年度の決算見込みから予算を立てます。物価の高騰等で「通信費」は特に上がっています。気をつけて予算を立てています。直近の令和五年度の予算でも「事務費」に関してですが、そのように予算を組むようにしています。実際、決算見込みで言います

と「備品費」は削減できる見込みですが、「消耗品費」は少し決算額が増えそうです。「通信・運搬費」も前年度の予算よりも増えていくかなというところで、それでも決算推移から言うと、少し少なめの予算になっているとご理解をいただければと思います。

岩鶴議長 先ほどの財務部長の答弁、この予算案というのは、修正有りということですか。

三好財務部長 いえ、そういうことは申し上げておりません。

岩鶴議長 見直しはしないということですか。ね、三好財務部長は、「ご意見ありがとうございます」という意味で申し上げました。

岩鶴議長 他に無いですか。先ほど止めてしまったのですが、岩城議員の。

岩城議員 もう時間も押しているようですから、また委員会のほうで。

岩鶴議長 ありがとうございます。本来、ここである程度の質問が出ましたので、予算委員会に付託をするのですが、休憩に入る前にお願いしましたように、宗務総長から皆様の一般質問を明日一括にするのではなくて、ゆっくりと時間を取って返答したいという要望で、我々の意見を聞いてくださるということでしたので、時間も限られています。二、三人の一般質問に答えるということではよろしいですか。

大原宗務総長 今までは、明日が一般質問なのですが、私が議員の時もあまりにも時間が短すぎて、キャッチボールが五分ぐらいしかできませんでした。できればゆっくり皆様方のご意見を拝聴したいと思っております。よって、今日は今からこちらから逆指名で。ただ、数字的なものは今受けただけで用意できていませんが、答えられる範囲内でお答えをしたい。そして、数字等で準備しなければならぬものは、明日お答えさせていただきます。ということでご理解いただきたいと思います。

では、一番、大道議員からどうぞ。

大道議員 一番目です。「真言宗醍醐派宗制」を「宗教法人真言宗醍醐派規則」と同じように、現代語の字体に作り直していただきたいのです。それを一つお願いしたいです。

大原宗務総長Ⅱはい。見直すに当たってそうさせていたきたいと思います。

大道議員Ⅱありがとうございます。二番目です。醍醐派宗会の議長、副議長、常置委員は、規則に則り自薦、他薦を経て全宗会議員の互選により選出することを改めて内局に確認したい。今日もこれに則って、議長がスムーズに進めておられますが、初めての方も多いので、改めて「そうなのですよ」という確認です。

大原宗務総長Ⅱ当然、規則に則った形で「議員の互選による」と定めてありますので、こちらが介入することは今後一切ありません。

大道議員Ⅱこれを最初に聞いておけば良かったのかもしれない。今日、言わなくても良かったのかも分かりません。失礼いたしました。

三番目です。前任期の宗会議員の時に質問させていただきました。「宗務所を統廃合する時期ではないでしょうか」という問いかけで、そのためにも『真言宗醍醐派宗制』第四節第三十七条を改定していただきたいのですがいかがでしょうか。内局のご意見をお聞かせください。

大原宗務総長Ⅱ宗務所の置かれていない県もあるようですので、その辺は皆様方と協議して、どのようにするのが良いかを検討したいと思っています。

大道議員Ⅱ四番目ですが、午前中の説明であった中の一つですが、後継者の育成事業を続けていただきたい。尻切れトンぼにならないようにということ。手間も時間も掛かり、急がれるものでもあると思いますが、じっくり構えるべきところもあると思います。そこら辺のご意見をお聞かせいただきたいです。

大原宗務総長Ⅱ私も醍醐寺アカデミーと後継者育成事業は継続していきたいと思います。内容については、携わってくださった方と協議をしながらやっていきたいと思っています。初めてでしたが、醍醐寺アカデミーの入門コースと専門コースを開催しました。私も終日帯同させていただきました。参加者と直接お話しさせていただく機会をいただきました。一様にお寺とのご縁を大変喜んでおられました。まだ内局会議で話をしていませんが、

私自身は醍醐寺アカデミーは存続すべきであろうと。続けていったほうがよろしいのではないかと。

しかし、確か大道議員が数年前にこの後継者育成に對して大変困っている、後継者を待っているということ。これが始まったと思うのですが、醍醐寺アカデミーは後継者育成に大変時間を要するように思われます。できれば、後継者不足に即応するためには、醍醐寺アカデミーとは切り離して考えたほうがよろしいかなとは思っています。アカデミーの中では数年掛かってしまうのですね。その間に、困っているお寺はさて存続ができるのかどうかということがありますので、こういってところもアカデミーに参加していただいた方々と念入りに話し合いをして「どのようにしましょうか」ということになろうかと思っています。

大道議員Ⅱありがとうございます。私もその点、後半の部分は総長と同じ考えです。最初にこの話を出した時は後継者バンクということで、それがメインで私もお話をさせていただきました。しかし、進めて行く中で出てきた問題に対処していくうちに気が付いたら時間が経ってしまった。ただ、改めてやはり大事なことで、早く進めるためには私も切り離してしたほうが良いのではないかと思います。ご協力のほど、よろしくお願ひします。

五番目、最後ですが、よく分からないのでこれだけ教えていただきたいです。顧問会のことですが、まず何をされる機関なのか。私共に分かり易く内容を説明していただけますか。議長から少しお話を聞きましたが、よろしくお願ひします。

大原宗務総長Ⅱ平たく言いますと、醍醐派の宗会議員の役割と同じです。『宗教法人醍醐寺規則』第五節第十八条に「この法人に顧問会を置く」と。顧問六人をもって組織する。塔頭寺院住職から二人、宗会議員から二人、末寺代表役員から二人。規則の変更に関する事項、予算の決定、及び決算の承認、並びに財産目録の承認に関する事項。これに関わっていますので、醍醐寺の宗会議員と

大道議員Ⅱそれに関連してなのですが、醍醐寺の規則を持っている議員と持っていない議員がいま

すので、ただけなのでしたらお願いしたいです。仲田総務部長Ⅱ先ほど岩城議員も言われましたので、コピーですがお配りするように準備したいと思ひます。

大道議員Ⅱありがとうございます。私の質問は以上です。

岩鶴議長Ⅱよろしいですか。総長、どうでしょう。もう一人。

大原宗務総長Ⅱはい、では三番、和氣議員、よろしゅうございますか。

和氣議員Ⅱはい。まず一つ目の質問ですが、開創法要の日程、費用、事業計画の進捗状況を教えていただきたいと思ひます。日程や費用的なところは説明でありましたので、そこは省いていただいて、境内の台風被害があったところに植樹をするということでしたが、どの辺りまで話が進んでいるのか。見込みでも結構ですが、大体のところを教えてください。

仲田総務部長Ⅱ総務部のほうが全体把握を担当していますので、私からお答えします。

台風被害の後、その跡地を「法流の杜」として莊嚴することを皆様にお願ひしているところ。現在は測量が終わり、文化庁から現状変更で全て進めて良いとの回答をいただいています。発掘も必要ないですし、新しい審査をする必要もありません。ただ、現状変更ですので、基本的に三寶院跡地はそのまま残すという形。そして、木を何本植えるかではなくて、倒れた木のそばに木を植えるということになります。これは多少変更できると思ひます。業者にもいくつか相見積を取り、計画書を出していただいた中で一番良いものを選びたいと思ひます。十一月には少し難しいかもしれませんが。文化庁次第で現状変更許可が下りればすぐに工事に入れるのですが、それが難しい場合もあるのです。そこは今日の時点では正確にお答えできません。進捗状況としては順調に進んでいます。

二月末現在で義納金は、予定では一年目に三千五百万円ぐらい入るかと思ひましたが、今二千八百万円ぐらいで推移しています。出費に関しては予定通りで済むのではないかと考えています。

また、ずっと醍醐寺の桜を管理してきた方が台風の後、一時期管理から離れていました。しかし、どうしてもその方の力が必要だったので、先方の会社にお願いをして今回戻っていただくことになりました。そこは費用面その他でより優位になるのではと思っています。法要の日程については、先ほど総長が申し上げた通りです。

和氣議員 進行状況のところ、企業に対してのお願いのところも、分かる範囲でお聞かせいただければ。

仲田総務部長 先ほど申し上げた通り、まず「法の流の杜」を先に整備しなければなりませんので、その書類提出等が先行しています。また、一般の方々への桜の植樹募集もようやく五大力さんの時期からポスターを貼り始めました。まだ残念ながら問い合わせがございませんが、事前に幾つか植樹のお約束をしているところもあります。大きな企業等にもお願いをこれからしていきますので、正しくこれからスタートしていくところです。

和氣議員 ありがとうございます。これは質問ではないのですが、桜の植樹のお願いをするというところで提案なのですが、末寺の壇家さん信者さんにも、中には植樹をしたいという方もおられると思いますので、ぜひそちらに對しての宣伝も今後検討していただけたらと思っています。

二番目ですが、宇宙寺院の今後の計画と見込みですね。あと、費用の見込み、或いはその費用をどのように捻出するのか。今後の大体の目標、やっていきたいというところを分かる範囲で結構です。でお聞きしたいです。

仲田総務部長 まず先に、先ほどの壇家さん等の呼び掛けについて、皆様方に配っていただけるようなパンフレットを準備していますので、それを醍醐派寺院・教会・教師の方々に有効にお使いいただきたいと思っています。先ほども言いましたように、現状変更ですので何本でも植樹して良いというわけではありません。植樹できる本数には限りがあるので、先ほど総長が申し上げた通りネームプレートという形で何名かで一本というようにお願い致します。

それから、宇宙寺院ですが報道等が先行しています。計画としては着実に進めるということで、サテライト寺院というようなやり方で、末寺や教会の方々もその人工衛星を通してどこでもお参りができるといような計画を進めているところですが、アプリ等も開発していますが、費用は一切掛かっていません。醍醐寺でも宇宙祈願や宇宙供養を受けています。そこで受けたものの一部を人工衛星の開発業者に払っている。つまり、データを預かってもらう費用として払っているということです。

我々はそのに乗せてもらう立場ですので、実際の費用等は分かりません。データを乗せる場合に費用が掛かります。これについては、末寺と教会にとつて有効であれば呼び掛けていきたいと思っています。

もちろん、これは他宗、他宗教が利用する場合もあるかと思いますが、この寺院は開発業者の社長様の強い想いで成り立っています。醍醐寺としてその思いに少しでも協力できれば、前門跡様もおっしゃった「国境なき祈り」、宗派を越えた心と心のつながり、国境を越えた繋がり、宗教を越えた繋がりといったことに近づけるのではないかと。私達は集められるだけ集めてご協力できればと考えています。

和氣議員 三番目の質問です。醍醐寺アカデミーですが、既に始めていると思います。こちらにも参加人数の目標や参加費でどれぐらいの収入があるのか。また、そこに対してどれぐらいの費用が掛かっているのかというところを大体でも良いので教えてください。

仲田総務部長 詳細については、先ほど総長が申し上げた通りです。今年度は入門コースと専門コースを四回、六月、九月、十二月、三月に開催しました。何度かご案内も『神變』別冊に入れています。参加者の合計は八十九名で、一回だけ参加した方もいらっしゃいますが、六名は続けて四回受講されました。受講費は一万円から一万二千円です。募集して、その中から当日の食事代や講師料を賄っています。ただ、職員や末寺教師で講師をお願いしている方の中には手弁当で来ていただ

ている方もおられます。収支的にはほとんどですが、人件費は入っていません。

和氣議員 授業のところ、提案なのですが、実際に受けたいけれども、なかなか京都まで来ることができない方がいるのかなど。教学研究会のように、離れたところでも、内容によってだと思えますが、ZOOM等の利用で参加者を募るようなお考えはありますか。

大原宗務総長 私が参加者に聞きましたら、意外に佐賀県や大分県、熊本県、東京都、神奈川県等から参加されていまして驚いています。カリキュラムをもう少し組み替えれば、もっと参加者が増えると思います。SNSに少し載せるだけで参加者が増えていますが、今のところ利益はあまり出ていませんので、これからやり方次第では良くなつてくると思います。

岩鶴議長 時間の関係で、あと一人にしていただきたいと思いますが、総長、よろしいですか。
大原宗務総長 予算委員の方には大変申し訳ございませんが、もう一人だけ、質問を受けさせていたいただいて、付託したいと思っています。それでは、四番の藤澤議員。

藤澤議員 住職の退任規定についてお聞かせ願いたく質問させていただきます。住職になるに当たっては、『宗教法法人法』乃至は醍醐派の『宗規』、『宗制』、当該寺院の寺院規則で規定があります。が、辞める時はどうするかという規定はありません。

多くの場合、住職の交代は死亡した時、引退して次の方に譲る時だと思っています。ある意味で終身制になっていきます。そういうことで辞める時はどうなっているのかを少し調べてみますと、『宗教法法人法』に以前であれば成年後見人又は被補佐人の制度があつて、家庭裁判所が住職をその該当者に指定すると住職にはなれないという規定があるようです。

令和元年に『宗教法法人法』が改正され、なれないという規定を逆さまにして、該当者は住職を辞めなければならぬという規定になりました。そうでなければ、家庭裁判所がそのことを認めなくても、例えば他の責任役員が「住職が最近認知症に

議員が集まりました宗務本庁二階にお集まり願って、この予算書について議論していただきたいと思ひます。

他の議員も時間が許すのならば、予算委員会に同席していただければよろしいかと思ひます。

明朝九時三十分から再開いたします。暫時休憩に入ります。ありがとうございます。

午後三時二十分から休憩 第一日目終了

令和六年三月十五日(二日目) 第七十六次定期宗会

午前九時三十分、再開

岩鶴議長「時間になりましたので再開いたします。昨日、予算委員会に第一号議案を付託しました。その件について、予算委員会からご報告をお願いいたします。

岩城議員「予算委員会に付託されました第一号議案「令和六年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出予算(案)」に関する件」について、昨日、十五時三十分より宗務本庁二階会議室において委員会を開催し、内局同席と議長、副議長、各議員傍聴の下、いろいろな意見をいただき慎重審議いたしましたところ、原案通り全会一致で可決されました。報告いたします。第七十六次宗会予算委員会委員長、岩城秀親。

岩鶴議長「ありがとうございます。今、予算委員会からご報告があった通りです。それでは、第一号議案「令和六年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出予算(案)」について、採決をしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声

岩鶴議長「それでは、採決いたします。第一号議案「令和六年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出予算(案)」について、賛成の方、挙手をお願いいたします。

全議員、挙手

岩鶴議長「ありがとうございます。第一号議案は全会一致で可決いたしました。番外一番、宗務総長。

大原宗務総長「議員の皆様方には、無修正で可決していただき、ありがとうございます。これに則り、肅々と進めたいと思ひます。

岩鶴議長「本来、ここで一般質問に入る前に休憩を取りますが、引き続き一般質問に入りたいと思ひます。

仲田総務部長「昨日の質問の中で数字を調べると言ったことがあるので、一般質問の前に報告してよろしいでしょうか。

岩鶴議長「では、お願いします。

仲田総務部長「昨日ご質問がありました、兼務寺院の数ですが、寺院数七百六十六のうち五百ヶ寺が、正住職寺院になります。二百六十六ヶ寺が兼務若しくは住職を任命していません。内訳は百ヶ寺が任命をしていますが、百五十六ヶ寺は兼務をしていただいているというのが実際のところでは、これは法人だけではなく、非法人も入れた数です。法人寺院と非法人寺院を兼務されている方もいらっしゃいます。非法人も宗費はいただいていますので、合わせた数が良いかと思ひました。教会は基本的に兼務はないので、寺院の数だけで申し上げます。

岩鶴議長「ありがとうございます。五番、橋議員から一般質問をお願いします。

橋議員「私の質問は寺院規則、責任役員、総代の人数について、アドバイス、ご助言をいただき了解しました。これを参考にこれからの私のお寺の寺院規則について修正依頼出させていただけます。ありがとうございます。

今井議員「新しい座主様が入山式の時に「守ること」「変革すること」「ニーズに応えること」の三点をおっしゃいました。昨日、新しい宗務総長もこの変革ということに大変力を入れられるとお聞きしました。また、各部長からもそれぞれ力強いご発表をいただき、皆様方のご意見を拝聴しながら本当に新参者で末席を汚す者でございます

が、大変勉強させていただきました。

質問ではないのですが、要望がございます。私が常々考えておることは、我々僧侶は人々の苦しみや悲しみに寄り添って生きていかなければならないということ。今、田舎においても、都会においても、一人で住んでいらっしゃる方が大変多くなっています。いろいろな訪問いたしましたも「少しでも話して帰ってくれ」とか「少しでも話を聞いてくれ」という要望が大変多いのでございます。これからはそういう孤独な人達の話を知りたて聞いていくかを考えていただきたい。

そしてもう一点、私が考えていますのは、宗団の僧侶一人ひとりが、檀家さんに参りまして法話をする時に、この醍醐寺の良さを、それぞれのお立場で考え、体験されたことや本山の魅力というもののできるだけ法話の中に取り入れて広げていってほしい。

教育部においてもいろいろとお力を注いでおられますが、やはりこの苦しみ、悲しみを如何に私たちが受け入れていくか。そしてまた本山の魅力を如何に皆様のごところに届けていくか。その二点を重視して今後共ご指導をいただいたらありがたい。

大原宗務総長「ありがとうございます。お言葉を頂戴いたしました。苦しみ、悲しみに寄り添うことは当然、お坊さんの基本的な役割だと思ひます。我々も初心に戻って、菩提心を起こして菩薩行に励む。これに徹していきたいと思ひます。

また、この醍醐寺には私も外から入って来て思ったのですが、魅力がたくさんあります。そういうところはどんどん発信していきたいと思ひます。

丸山議員「諸制度審議会小委員会というのが歳出項目の備考欄に書いてありますが、いろいろとお話を聞いていますと、諸制度審議会の小委員会と常置委員会と同じ役割のように思ひました。少しご説明いただければ助かります。

大原宗務総長「小委員会と常置委員会は同一ではないということ。これらの委員会には諮問委員会とか呼び方はいろいろありますが、今後は多くの方々に本山に足を運んでいただいて諸制

度を変えていくことを決定しています。開催の回数や名称が今後変わるかもしれませんが、ご理解、ご協力いただきたいと思っています。

丸山議員Ⅱ承知いたしました。

大塚議員Ⅱ質問事項を提出していただのですが、昨日からの各議員の質問と重複するところがありますので、何点か確認ということをお願いいたします。

開創事業の進捗状況について、前年から話が末寺に広まりました。関心度は今現在一番高いのではないかなと思っています。改めて義納金納入状況についてお答え願いたいと思います。

仲田総務部長Ⅱ義納金ですが、申し込みについては宗務所数件を残すのみでほとんど済ませていただいています。実際に納入いただいているのは六宗務所です。それから、直轄の寺院、教会で五十四ヶ寺。非住職で百八十九件。合計は二百五十一件です。三月五日現在、義納金の納入額は約二千八百万円となっています。

大塚議員Ⅱもう一点、『宗制』『宗規』の見直しについてです。令和六年度の総務部実務計画の中に『宗制』『宗規』の見直し、ロードマップの作成と載っています。そのロードマップの作成について現段階でどういった道筋を持って進められるのか。それを答えていただきたいと思っています。

大原宗務総長Ⅱ現時点では顧問弁護士と話を進めながら指導を受けていかないと法的な問題がありますので、『宗教法入法』と照らし合わせながらやっていくというところしか決まっています。

その後、できれば若い方達、次世代を担っていただく方達に私の諮問委員会という形で足を運んでいただき、こちらからの骨子を揉んでいただいで、順次、常置委員会、宗会へと一段取りで粛々と進めていきたいと思っています。ただ、具体的に何時、この時点でのいうのはまだ決めておりません。ご理解の程、よろしく願います。

仲田総務部長Ⅱ総長の言う通り、やはりある程度目標を持っておかないと。ここまでこれをやるというロードマップではなく、こういう順番でやっていくというものです。現時点でも皆様が変えなければならぬと思っています。

いますので、そこは総長がおっしゃった若い方達の意見を聞く機会を設けたいと。議員の皆様方には「このような形でどうでしょうか」というものを発表していきたいと思っています。

また、義納金の納入状況以外にも「法流の杜」の進捗等もなるべく醍醐派のホームページを上手く利用して分かり易く伝えるようにしていきたいと思っています。納入した義納金がこのように使われているというところを明確にしていきたいです。

大塚議員Ⅱ総長様、総務部長様に現時点での道筋と言いますか、そういったことを話していただきました。如何に早く末寺に理解していただけるかが一つの道筋ではないかと考えていますので、今ありましたように工事の進捗状況等、広報に少し力を入れていただきましたら末寺も助かるのかなと思っています。

谷山議員Ⅱ大塚議員の関連のようになるのですが、醍醐寺開創千五十年の義納金について、もう少しお聞きしたいと思っています。

宗務所毎に集める時は集め方が違うと思いますが、宗費の四倍を一括納入すると宗務所で決めて扱われたところもあると思います。どうしても一括納入は無理という寺院さんが四年に分けて二倍ずつお支払いする場合、宗務所長さんが納入した義納金を預かって満額になった時点で一括納入するのか。それともその年度に預かった分を毎年払うのか。どちらにすれば良いのかをお聞きしたいというのが一点。

もう一点は所長さんをお願いしても、なかなか協力いただけられない寺院に対してはどのような対処をすれば良いのか。お聞きしたいと思っています。

大原宗務総長Ⅱ基本的には宗務所長様の判断にお任せをいたしますので、所長様に分割か一括かをお決めいただくこと。それから、後半に言われました何度お願いしても協力してくれないという寺院に対しては、本庁にお知らせいただければ個別に対応させていただきます。ご迷惑にならないように努めていきたいと思っていますので、よろしく願います。

仲田総務部長Ⅱ今、総長様がおっしゃった通りですが、一応実例だけ挙げておいたほうが分かり

易いかと思いましたが。

名前はもちろん伏せますが、やはり宗務所が困りのところがございます。どうしても払っていただけないというところもございます。納入については纏めて納入していただいても結構ですし、集まった分だけお支払いいただいても結構です。ただ、必ず入金時に金額の内訳が分かるようにして振り込んでいただきたい。当初、分割か一括かを出していただきましたが、変更になっても対応いたします。

次になかなかお願いしても納入いただけない寺院についてのことですが、前内局の時にもお話ししましたが、宗務所下寺院の住職で一人でも僧階昇補をしていただけると意外と納入金額を満額にするための補填はできるのではないかと。僧正以上ぐらいでないといけません。補填が効くと言うと言葉は悪いですが大丈夫かなと思っております。宗務所長様には大変ご苦労をお掛けしていますが、何とか満額に達するようにお願いしたいと思っております。しかし、本山から直接お願いした寺院も数件あったことも報告しておきます。

谷山議員Ⅱありがとうございます。

黒岩議員Ⅱ醍醐寺の国宝、重要文化財の数や給与を何人に払っているのかといったことを質問したかったのですが、昨日、仲田総務部長から明確な数字等を聞きました。

もう一つは今の義納金のことについてです。所長から伺ってきました。この義納金は納めると記念品か僧階昇補の選択ができますが、僧階は何時上がるのかをお聞きしたい。よろしく願います。

仲田総務部長Ⅱ僧階昇補については、基本的に今回の法要があります十一月に昇補をさせていただけます。後払いでも申し込みをされていれば、僧階昇補の辞令は醍醐寺開創千五十年の法要に合わせて出すことになっています。ただ、各寺院、教会のご都合で、例えば何周年記念、開山何年という行事があつて、そこに合わせた日付で欲しいというようなことがあれば、それも希望には沿う形で対応いたします。

黒岩議員Ⅱありがとうございます。

岩城議員Ⅱかなり順調に進み過ぎてい
 しばらくは時間大丈夫ですか。

岩城議員Ⅱ昨日も一般質問もやっていますから
 ほどほどに。

岩城議員Ⅱはい、分かりました。質問の前に、
 昨日、なぜ部長が再任されたのかお聞きしました。
 誰が任命するのかわからない話になりました。答えて
 はいただけませんでした。そこを答えていただき
 たいと言っているわけではないのですが、昨日、
 新しい醍醐寺の寺院規則のコピーをいただきまし
 た。最新と言っても昭和五十四年に改正されたも
 ので、四十年以上経っています。岡田宥秀管長の
 時代で奇しくも私の父が総長だった時のものでし
 た。

それはそれとして、古い規則では執行長が執行
 を推薦し、それを座主が任命するということにな
 っていたので、そのつもりで質問したのですが、
 新しい規則では昨日総務部長がおっしゃっていま
 したが、寺務所に総務部、教育部、財務部を設け
 各部に執行を置き、この法人の事務を分掌する
 というので、今まであった執行長が推薦して座主
 が任命するというような、つまり誰が任命する
 という文言が新しい寺院規則では無くなっていま
 す。

私の単純な考えですが、醍醐寺には五人の責任
 役員を置き、そのうち一人が代表役員になり、そ
 の代表役員は座主ということになります。執行長
 はこの法人の責任役員のうちから座主が任命する
 ということになっています。規則はもう少し誰が
 見ても分かるようにしておくべきなのですが、私
 の考えでは、代表役員以外の責任役員は座主が任
 命されるということ、執行長も責任役員の中か
 ら任命されると。一般的に考えれば他の執行も責
 任役員になると考えますので、私の解釈としては
 それを座主が任命されるということになるのでは
 ないかと思っています。規則は誰が見ても分かる
 ような規則でなければ。本当はどうなのか分から
 ないようでは不味いと思います。次の私の質問に
 関係ありますが、検討していただきたく。これは
 質問でも何でもありませんが、お願いをしておきま
 す。

次に座主、管長の選出方法についてお聞かせ願
 います。昨年十一月、仲田順和座主が遷化され、
 十二月に壁瀬座主が誕生されました。以前から、
 醍醐寺の寺院規則の開示を求めています。昨日、
 コピーをいただきました。今日も皆様に寺院
 規則が配られたようですが、それまでは分かりま
 せんでした。我々、醍醐派の管長である座主がど
 のように選出されているのか。他派では末寺の住
 職による選挙によって管長を選出するという本山
 もあるのに、醍醐派では一部の限られた人を除け
 ば、末寺の方ももちろん、今日までですと宗会議
 員ですら分かりません。座主は、醍醐寺の住職で
 あって、宗派、宗会とは関係ないと言われるかも
 しれませんが、座主イコール管長であるため、敢
 えてお聞きします。座主の選出方法をお聞かせく
 ださい。

大原宗務総長Ⅱご意見はごもっともだと思いま
 すが、今のところ、宗教法醍醐寺の規則に則っ
 てやっていますので、なかなかそこところは難
 しいです。私自身は所信表明でもお話しさせてい
 ただきましたように、これを分かり易いように変
 えていくという考えです。現時点では、醍醐寺の
 規則によると第八条に、「座主は、真言宗醍醐派
 の規則たる宗制により、この寺院の住職の職にあ
 る者をもって当てる。座主は住職、中僧正以上の
 者のうちから、座主推薦委員会において選定する。
 その他の責任役員は、住職中、権少僧正以上の者
 のうちから座主が任命をする」となっていますの
 で、これに則って推薦委員会が開かれ、そこで座
 主が決まる。そして、座主が責任役員を任命した
 という流れになっています。

岩城議員Ⅱ推薦委員会の委員ですが、メンバ
 ーはどのようになっていますか。

大原宗務総長Ⅱ「この法人に座主推薦委員会を
 置き、座主を選定する。座主推薦委員会は、塔頭
 寺院の住職、及び宗会の常置委員会委員の職にあ
 る者、並びに顧問中、末寺の代表役員のうちから
 選ばれた者をもって組織する」と書いています。

岩城議員Ⅱその推薦委員会のメンバーですが、
 塔頭住職と顧問、顧問は四名おられるうち二名は
 塔頭の住職として選ばれていますので、あとの二

名が末寺の住職だと思います。今年は何下が亡く
 なられたことがあって宗派の役員は載っていない
 かつたのですが、通常ですと顧問は『神変』の一
 月号に宗派の役員、宗会議員、宗務所長の役職の
 一覧の中で紹介されています。

顧問は、座主が任命されることになっています
 が、何年の何月何日付けで任命されているのか。
 また、任期があるわけですが、任期が切れた後、
 いつ再任されているのかは『神変』には記載され
 ていないため我々には知ることができません。

手続きがされているのかどうか。推薦委員のメ
 ンバーではありませんが、醍醐寺には、総代十人
 以内を置くということになっています。任期は三
 年です。誰が総代か、その手続きはどのような
 になっているのか。我々末寺の者は責任役員、総代の任
 期が満了すれば申請し、手数料も納めています。
 塔頭の住職は、誰が任命するのか。

私がつけていたのは古い規則でしたが、昨日い
 ただいた新しい寺院規則でも塔頭の寺院名は列挙
 されていますが、誰が任命するかは書かれていま
 せん。推薦委員のメンバーの多数を占める委員の
 根拠はあるのか。これでいくと極端な場合、顧問
 会は議長、副議長と塔頭住職と末寺住職がそれぞ
 れ二名の六名となっていますが、そのものも成立
 せず寺院規則の変更もできないのではないかと私
 は思います。

以前の宗会で、宗派規則第七条第一項に「管長
 の任期は総本山座主の任期により終身とする」と
 あるが、規則にはどう書かれているのか、当時の
 壁瀬総長にお聞きしましたが、答えていただけま
 せんでした。規則には責任役員の任期は書いてあ
 りますが、代表役員については明記されていま
 せん。終身制すら曖昧ではないかと思えます。

岩城議員Ⅱ岩城議員、すいません。もう少し簡
 潔に質問内容を。何を質問されているかというこ
 とを明確に言っていたください。

もう一つ、不備の指摘というのはまた後ほどお
 伺いしますが、まず何を質問されたいのかをもう
 少し簡潔に言っていたください。

岩城議員Ⅱ質問書には書きませんでしたでしたが、ど
 ちらかと言いますと一方向的な私の意見になります。

いろいろな問題もあるので正確には答えていたくないことが多分あると思うので、一方的に意見を述べさせてもらって、間違いがあれば指摘していただき、また感想があればお聞きしたい。確かに議長がおっしゃる様に「一方的に何を言っているのかな」ということもかもしれません、一応私の意見としてそれを述べさせていただきます。

要は宗会議員になって規則の整備を訴えてきましたが、十四年ほど変更改正もなく、何も改善されてこなかった。大事な寺院規則ですら不備があり、事務的な処理をされていなかったのではないかと私は思っています。

昨日、副議長の選出、常置委員の委員構成で宗会議員だけの集まりがありました。議長は「醍醐寺のことは顧問会でやるから、宗派、宗会は声を出せない」というお話をされました。もちろん宗派に比べて醍醐寺は十倍近く予算規模が違います。しかし、顧問を座主が任命するということであれば客観性に乏しいのではないかと。予めそのメンバーでは承認されるということが前提になっている。

ですから、私は前から言っていますが醍醐寺のことも宗会で議論するべきではないかと。他派では多分ほとんどが本山のことも宗会でやっておられると思います。できればということではなく、ぜひ『宗制』『宗規』『寺院規則』の見直しも検討されるようですので、醍醐寺のことも宗会で議論するようにしていただきたいと思えます。

以上、いろいろ言いましたが、先ほど言いましたように間違い、「それは違う」という感想があれば、お聞かせください。

大原宗務総長 感想を述べさせていただきます。私が所信表明でもお話ししたように、見直しを図っていきますので、今の議員のお言葉もしっかりと頭に残して反映させていきたいと思えます。

もう一点、ルールですが、私も去年まで議員でございました。議員の中で決め事がございます。これは議員の中で取り決めたことなので、あまり効力がないと思うのですが、一応私の感想としては、『宗制』『宗規』に則って粛々とやっていき

たいという思いがございます。議員の皆様方におかれましては、議員の皆様でお決めになった規則に則って、ルールに従ってやっていただければありがたい。それが悪いということになれば、話し合いをして取り決めたことを変更していただければよろしいのではないかと思います。別当についてです。

岩城議員 もう一点出しております。別当につ

別当の制度は、仲田総長時代の平成十九年四月十六日の臨時宗会において、「真言宗醍醐派別当規則」として可決された制度です。私は宗会議員の改選毎に醍醐寺の宗派のあらゆる規則の配布をして欲しいと要望してきましたが、それはなかった。今日、皆様に別当の規則をお配りするよう要望しています。多分配っていたら結構です。現在まで、既亡くなられた方も含めて何名の方が別当としておられましたか。

大原宗務総長 十二名です。

岩城議員 別当は他派では一般的に「名誉住職」と呼ばれている制度で、住職を辞して名誉住職になっても宗会議員の選挙権、被選挙権があり、住職と同じ待遇が与えられています。しかし、本派の別当では選挙権も被選挙権もなく、称号があっても一教師でしかありません。我々僧侶も高年齢が進み、住職が徒弟に住職を譲るということは、自身が今までの権利を失うことになり、世代交代のきっかけが非常に難しくなります。選挙制度として全体的に考えなければなりません。私は以前から教師全員に選挙権を与えるべきだと言ってきました。別当にも選挙権、被選挙権を与えることになれば、比較的早く若い師弟が住職になることができ、宗団の活性化にも繋がるのではないかと思います。

ただ、現在の住職が少しでも別当になり易くするため、今の規定の住職の在位年数とか、礼録金は制度が決まった時にはまだ金額が決まっています。現在三十万円ということですが、そういったものも含めて検討していただきたいと思えますので、見解をお聞かせください。

大原宗務総長 お答えいたします。別当の規則

は先ほど話されましたように、確かに平成十九年四月十六日に施行しています。別当規則によりまず「住職を退任した」と書いていますので、退任した者に選挙権、被選挙権を与えるのは非常にこの規則の中では難しいと思えます。それについて、選挙制度そのものを考えてはどうかということに關しては考えていこうとは思っています。

仲田総務部長 別当制度、それから醍醐寺の規則もそうですが、『宗教法入法』がネックになってくると思えます。別当に關しては、総長が申し上げたような規定で今は作られています。もちろん今後、検討は必要でしょうが、現状、『宗教法入法』の中で判断していきますと、醍醐寺も一宗教法人になりますし、塔頭も一宗教法人になりますので、基本的には当該法人の規則に従ってということになります。他の寺院、教会と変わらないことです。そういった意味で『宗教法入法』との照らし合わせをしていきながら考えていくというロードマップの中で、岩城議員のご意見も拝聴しながら、また他のたくさんの方の意見を頂戴して進めていくことが大事かと思えます。総務ではそういった実務を進めていきます。

現状の『宗教法入法』も昭和三十五年のもので、多少の改正はありますが、基本的なところは変わっていません。また、宗派という括りも、明治になってからできたものです。そういった中で醍醐の三つの法流をしっかりと守っていくために、どのように『宗制』『宗規』を整えていくかということとは、未来を見据えた時に重要な課題だと思えますので、たくさんの方の意見が必要な時期と考えています。

岩城議員 今おっしゃっているのは、別当に選挙権、被選挙権を与えるのは『宗教法入法』の問題だとおっしゃっているのでしょうか。誰に選挙権を与えるかというのは醍醐派の範囲内で決められることであって、『宗教法入法』の問題ではないかと。あくまでもこれは真言宗醍醐派の規則の中でその人達にも選挙権、被選挙権を与えれば済む問題であって、それは『宗教法入法』はあまり関係ないと私は思います。

今の高齢化の中でやはり任職を辞するというとはなかなか難しい。私の自坊も前任職が結構高齢で亡くなりましたので、任職になったのは五十代でした。住職就任が遅かったので在職年数も短いのですが、別当になってもういった権利があるのであれば、別当就任を考える方も増えると思います。これは宗団の問題だと思いますので、ぜひ積極的に前向きに考えていただきたいと思っています。

仲田総務部長 Ⅱ 私の言葉が足りませんでした。『宗教法人法』で代表役員が一名になっていきますので、その点で申し上げただけです。選挙権の有無ということではありません。

岩鶴議長 Ⅱ これで一般質問を終わりたいと思いますが、各種要望も出てまいりました。十分程度ですが時間がありますので、要望がある方は挙手をもって、どうぞ。

和氣議員 Ⅱ 要望、一意見として聞いていただけたらと思います。

先日、『神變』別冊で壁瀬座主が「次世代の醍醐を担ってくださる若い方々にとって魅力的な本山であり、宗団となっていくべき」と。「現内局に期待しています」と述べておられます。私自身も本場に、ぜひそのような魅力的な本山であり宗団を目指して、もちろん内局の方々だけではなく、末寺や教師の代表として宗会議員という任を務めさせていただいている私たちも含めて、その責任があると感じているところです。そこで幾つか要望、提言をさせていただきたいと思っています。

まず一点目ですが、若い僧侶の意見を聞く機会を作っていただきたい。醍醐連の総会や会議が本山で行なわれることがあると思います。ぜひそういう時に、時間がありましたら総長様や内局のどなたかが出席していただいて、若い青年僧侶の意見を直接聞いていただければと思います。

地方でもそれぞれ地域によって問題点や悩み事があると思います。そちらのほうも、大変お忙しいのでもちろん全部回るのは難しいとは思いますが、地方の末寺の現状、悩み事等を聞く機会を年に一回でも二回でも持つていただけたらありがたいと思います。

二点目ですが、私がインターネット等を見てい

ますと、醍醐寺の拝観料が結構高いと書いてある方がおられます。一部の声かもしれないですが、一意見として、例えば昔のように三宝院は三宝院だけの拝観料にするとか。今は一律だと思えます。

時間的に一部しか拝観できないのに、「結構高い拝観料を払わなければならない」と書かれています。若しくは今のままでいくのであれば、やはり満足度を上げると言えますか、そういう意味で僧侶の時間がある時はご案内をするとかお話をするとか。そういうところも含めて、せっかく醍醐寺に足を運んでいただけた方がもう少し満足していただけるように考慮していただければと思います。

もう一点、本山、醍醐寺もそうですが、宗団、醍醐派として、これから当然少子高齢化で末寺も経営が苦しくなってくる。兼務寺院が増えてきて住職や教師の数が減ってくる。私は、もう五十年ぐらい先を見据えたビジョンを皆で考えていかなないとたない時代が来ているのかなと。末寺も兼務ができないのであれば積極的に統廃合していくのか。それとも、なり手である僧侶を増やして兼務で何とか行けるところまで持つていくのか。そういうところを内局、宗会議員、これからを担う若い方々も含めて、今から話し合っていくか、その場になって「さあ、どうしよう」ではもう間に合わないような時代が目の前に迫っていると感じていますので、ぜひともその辺りをお願いしたいと思っています。

大原宗務総長 Ⅱ 貴重なご意見をありがとうございます。実はもう既に全て始めるようにしています。特に若い僧侶の意見を聞くところですが、管長猥下もどんどん若い方に本山に足を運んでいただいて、必要な資料は本山が全て提供しますので意見を述べていただきたいとおっしゃっています。また、「伝授をして欲しい」ということであれば本山のほうで伝授させていただきます。「講師を呼んで欲しい」という依頼があれば講師を呼んでまいります。どんどん本山を活用して欲しいというのが今の管長猥下の想いですので、それを皆様方にこれから周知していきたいと思っています。

それから、宗務所等の総会に出て欲しいという

ことですが、呼んでいただければ、私で良ければどこでも行きます。予算がありませんので、それぞれの宗務所のほうで負担していただけるならばどこでも行きます。

あと、拝観料が高いという件ですが、これも今、「分けたらどうか」という話し合いを進めています。ただ、霊場会に関して、納経料は霊場会で決定されていますので醍醐寺が独自で云々ということではできません。ただ、霊場巡拝で観音堂だけを参るのに全部の拝観料を払うのはおかしいので、これは分けたほうが良いのではないかと。

それから、納経が三百円から五百円に四月一日からなります。醍醐寺としては本来上げたくなかったのですが、霊場会に合わせる。おっしゃっていた満足度を高めるという意味で、お土産と言いましたどうか、差し上げる物の製作に入っています。満足度を上げて、リピーター含めてどんどん醍醐寺に足を運んでいただけるように、皆様方の叡智を集めて変えていきたいと思います。

本山、醍醐派末寺の運営が大層厳しくなっていると。私も地元は福岡ですが、おっしゃる通りもう人口の減少化はどうすることもできません。過疎化が進んでいますので、若い方がいないのですね。ですから、当然、皆様で考え直さなければ、根本的に変えなければ、もう存続は無理だと思っています。そういう意味で、醍醐寺でいろいろなことをやってみて、良かったら末寺にお伝えすることとか。そういったことも計画していきます。発信力が足りないのは確かなことで、いち早く良いものは周知、発信していくように心掛けますので、ご協力をお願いしたい。

岩鶴議長 Ⅱ 要望をお願いしていますので、質疑応答ではないのでそこはどうかご理解ください。

仲田総務部長 Ⅱ 醍醐寺のことで拝観料の件ですが、現在、ほとんどの時期が八百円です。簡単なアンケートを取ってみますと、不思議なことに八百円の時期が高いと言われまして、春秋の三ヶ所拝観で千五百円の期間は高いと言われませんが、桜や紅葉を見に来ているからだとは思いますが、いずれにしてもどうしていかを考えると調整をしています。

また、「若い方の意見を」という件ですが、我々も前座主が若い頃に、今ここにいる藤澤議員や三好部長もそうですが、たくさんお話を聞いてくださったので、やはり我々もすっかり若い方の意見を聞かなければいけないと思っております。

和氣議員 本場に力強いお言葉をいただき、ありがとうございます。今年に醍醐寺開創千五十年慶讃大法要もありますし、青年会としても全青連の醍醐寺大会があります。末寺も機運を高める良い機会のだと思いますので、ぜひとも進めていただければと思います。よろしくお願います。
橘議員 〓ご要望ということで一つお願いがあります。

何年前かに静岡宗務所に山梨宗務所下のある寺院から、後継者がいないのでお寺を引き継いで欲しいという打診がありました。それで、その時は静岡宗務所から誰かが一回見に行つて話を聞かれたことがあったようですが、その後どうなったかは分かりませんが、纏まらなかつたと思います。

昨日、宗務総長から「宗教法人の売買」という一言がありました。兼務とか譲渡、宗教法人の売買というものに対して、一般の企業ではM&Aと言うのかもしれませんが、そのように宗教法人寺院を引き継ぎたい人もいると思うので、こういう部分のマッチングの情報提供、機会を作つてもらえないかと。

というのは、自坊の一乗院は元々ご祈祷寺院なので墓地がなく、今それを探しているので、墓地をお持ちのお寺さんで、譲りたい、継承して欲しいところがあれば知りたい。それが売買ということになるかもしれませんが、寺院運営の継続が難しい人と引き継げる人がいるのであれば、そういう情報をいただければという要望です。

大原宗務総長 〓私も以前から、そういうお寺の管理は本山がやるべきだと思っております。「こういうお寺がありますので、末寺の皆さん、いかがでしょうか」と。そういった情報を発信していただく。それが後継者バンクになろうかなとは思っています。

大道議員 〓少し気になることがあります。今

のお話で寺院を継承する時に、お寺によっては村の人とか町の人が力を入れて護持されているところもあります。本庁から直接、「そこは廃寺になりかけているので」とか「もうやっていけない」とストリートに行くのではなく、そこを先に調べてから入らないと、物凄く揉めて、新聞沙汰になったり「醍醐寺が乗っ取る」と言われたりするところまで行ってしまいます。それだけ気になったので申し上げておきます。

大原宗務総長 〓ご忠告ありがとうございます。私も一件そういった寺院に当たつたことがあります。村の人のほうが管理していきまして、代表役員よりも村の人のほうが強かつた寺院を一回経験していますので、それを踏まえた上でやっていきたいと思ひます。

岩鶴議長 〓昨日から続きました一般質問、並びに要望に関してお時間を取りました。もしこれに無いようでしたら、若干イレギュラーな内容はありました。第七十六次定期宗会を閉会したいと思います。

長時間のご議論、ありがとうございます。そして、議事の運営にしましてご協力賜りましたことを厚く御礼申し上げます。閉会したいと思います。

(午前十一時一分から閉会式)

閉会式

小暮幹事 〓ただ今より閉会式を執り行ないます。管長猥下、ご臨席。

— 管長猥下ご臨席 —

— 御法楽 —

議長閉会報告

岩鶴議長 〓今宗会における提出議案、「令和六年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出予算書」に関して、二日間議論してまいりました。本日、全会一致で第一号議案を可決いたしました。以上、ご

報告申し上げます。

管長猥下ご挨拶

壁瀬管長猥下 〓今般、宗会を招集いたしましたところ、議員の皆様にごうしてお集まりいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。また、令和六年度の予算に関して、これを可決していただきましたこと、ありがとうございます。

ご存じの通り、昨年十二月八日、私が就任し、そして一月に新しく大原総長をお迎えいたしました。また新たな形で醍醐寺を、そして宗務本庁をスタートさせようということで、今、ちょうどエンジンが正に掛かろうとしているところでございます。これから、新しい総長の下に、いろいろと革新をしていきながら、新しい醍醐寺を模索してまいりたい。このように思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひを申し上げます。本日は本当にありがとうございます。

宗務総長挨拶

大原宗務総長 〓私の我儘で通例と違つた議会運営となりましたが、議長様のお計らいで議会に反映させていただきましたこと、厚く御礼申し上げます。二日間に亘り慎重審議を賜りましたこと、重ねて厚く御礼を申し上げます。

皆様方のご意見を反映してやっていきたいと思ひますので、変わらぬご支援、ご協力のほどお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本場にありがとうございます。

ここで少しお時間をいただきましたのですが、前門跡様の奥様が皆様方に一言ご挨拶ということでお越しになっておられますので、お聞きいただきますように。

— 仲田恵津子様、ご挨拶 —

大原宗務総長 〓ありがとうございます。

— 管長猥下、ご退席 —

令和6年度 真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出予算書

科目	当年度予算	前年度予算	比較増減	備考
歳入総額	80,450,000	83,000,000	△ 2,550,000	
第1款 宗費賦課金	64,450,000	65,300,000	△ 850,000	
第1項 当年度収入	58,800,000	59,000,000	△ 200,000	
第1目 寺院	28,000,000	28,000,000	0	
第2目 教会	2,300,000	2,300,000	0	
第3目 本宗教師僧侶	20,000,000	20,000,000	0	
第4目 修験道教師僧侶	8,500,000	8,700,000	△ 200,000	
第2項 過年度収入	5,650,000	6,300,000	△ 650,000	
第1目 寺院	1,000,000	1,400,000	△ 400,000	
第2目 教会	350,000	600,000	△ 250,000	
第3目 本宗教師僧侶	3,000,000	3,000,000	0	
第4目 修験道教師僧侶	1,300,000	1,300,000	0	
第2款 礼録金	7,700,000	9,600,000	△ 1,900,000	
第1項 本宗	6,200,000	8,100,000	△ 1,900,000	
第2項 修験道	1,500,000	1,500,000	0	
第3款 手数料	3,300,000	3,100,000	200,000	
第1項 証明・承認	2,800,000	2,800,000	0	
第2項 褒賞	500,000	300,000	200,000	
第4款 雑収入	2,000,000	2,000,000	0	神慶協賛金、伝法教校 各種研修会
第5款 醍醐寺拠出金	3,000,000	3,000,000	0	
第6款 剰余金取崩	0	0	0	



科目	当年度予算	前年度予算	比較増減	備考
歳出総額	80,450,000	83,000,000	△ 2,550,000	
第1款 奠供費	1,000,000	1,000,000	0	
第2款 宗務本庁費	48,100,000	48,650,000	△ 550,000	
第1項 給与費	33,000,000	33,000,000	0	
第2項 事務費	11,500,000	11,750,000	△ 250,000	
1目 備品費	1,500,000	1,500,000	0	複合機、FAXリース料
2目 消耗品費	1,500,000	1,650,000	△ 150,000	
3目 印刷費	700,000	700,000	0	
4目 通信・運搬費	3,500,000	3,600,000	△ 100,000	
5目 情報管理費	4,300,000	4,300,000	0	クラウド化推進、情報セキュリティ対策システム見直し・ 強化
第3項 旅費・交通費	1,700,000	1,700,000	0	
第4項 光熱水費	1,200,000	1,200,000	0	
第5項 東京出張所費	100,000	100,000	0	
第6項 諸問題対策費	500,000	800,000	△ 300,000	弁護士費用、研究費等
第7項 雑費	100,000	100,000	0	解散、不活動調査費用
第3款 会議費	4,200,000	4,700,000	△ 500,000	
第1項 宗会費	2,000,000	2,500,000	△ 500,000	
第2項 所長会費	1,300,000	1,300,000	0	
第3項 諸制度審議会費	500,000	500,000	0	1回開催予定
第4項 その他	400,000	400,000	0	小委員会2回開催予定
第4款 教学費	21,200,000	21,700,000	△ 500,000	
第1項 伝法学院交付金	12,000,000	12,500,000	△ 500,000	
第2項 宗内伝道費	2,300,000	2,300,000	0	視授式、朗音補助成、IT管理
第3項 教化活動費	1,700,000	1,700,000	0	伝法教校、各種研修会、東大寺御供
第4項 機関誌製作費	5,000,000	5,000,000	0	別冊年12回、同封物、本編年2回
第5項 人権擁護推進費	150,000	150,000	0	
第6項 雑費	50,000	50,000	0	

科目	当年度予算	前年度予算	比較増減	備考
第5款 負担金	2,750,000	2,750,000	0	
第1項 種智院大学負担金	700,000	700,000	0	
第2項 全日仏負担金	1,000,000	1,000,000	0	
第3項 同宗連負担金	350,000	350,000	0	
第4項 その他	700,000	700,000	0	真言宗布教連盟、教海師連盟
第6款 宗務所報償金	2,200,000	2,200,000	0	
第7款 選挙費	0	1,000,000	△ 1,000,000	
第8款 予備費	1,000,000	1,000,000	0	

令和6年度 真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出予算書

小暮幹事Ⅱ以上をもちまして、宗会閉会式を終
 わらせていただきます。皆様におかれましては、
 長座に亘り、誠にありがとうございます。
 ―内局一同「ありがとうございます」―
 (午前十一時七分、終了)

※当議事要録に記載の「醍醐寺開創千五十年
 慶讃大法要」日程については、定期宗会開催時
 点のものです。正式な法要日程は二ページに記
 載の内容をご確認お願いいたします。

<p>大峯山陀羅尼助丸 花谷神変堂</p> <p>〒638-1043 奈良県吉野郡天川村洞川235 TEL (0747) 641004 FAX (0747) 641007</p>	<p>林勘法衣店</p> <p>〒602-10874 京都市上京区河原町丸太町 西筋下ル東土御門町345 TEL (075) 231122 FAX (075) 255166 E-mail hayashikan@beachoon.ne.jp</p>	<p>法衣・仏具製造及び販売</p>  <p>井筒法衣店</p> <p>600-8468 京都市下京区堀川通新花屋町角(西本願寺前) Tel 075-365-0001 0120-075-730 Fax 075-353-7021</p> <p>オンラインショップはこちらから →</p> 	<p>田中伊雅佛具店</p> <p>〒600-18453 京都市下京区万寿寺西洞院東入ル TEL (075) 351125 FAX (075) 341188 http://www.tanakaiga.com</p>
---	---	--	---

<p>松栄堂</p> <p>〒604-10857 京都市中京区烏丸通二条上ル東側 TEL (075) 212155 https://www.shoyeido.co.jp</p>	<p>今井半念珠店</p> <p>〒605-10934 京都市東山区大黒町通正面南入 TEL (075) 561103 FAX (075) 525125</p>	<p>上田法衣佛具店</p> <p>〒604-10913 京都市中京区河原町二条西入上る TEL (075) 221133 FAX (075) 211185</p>	<p>土山印刷株式会社</p> <p>〒601-18308 京都市南区吉祥院向田東町14 TEL (075) 312113 FAX (075) 313185 www.tsuchiyanama.co.jp</p>
--	--	--	---

<p>和光印刷株式会社</p> <p>〒602-10012 京都市上京区烏丸通上御霊前上ル TEL (075) 441154 FAX (075) 441149 E-mail info@wako-print.co.jp</p>	<p>杉本権七法衣店</p> <p>〒600-18304 京都市下京区新町通六条下ル TEL (075) 351128 FAX (075) 341167</p>	<p>山城屋文政堂 藤井佐兵衛</p> <p>〒600-18029 京都市下京区寺町通五条上ル TEL (075) 351193 FAX (075) 343155 http://yamasa-bunseido.com</p>	<p>大住法衣店</p> <p>〒604-18274 京都市中京区小川通三条上ル西堂町 TEL (075) 221130 FAX (075) 221130 E-mail oosunihou@gmail.com</p>
--	--	--	--

<p>醍醐寺 開創 1150年</p> <p>醍醐寺開創1150年慶讃事業義納金について</p> <p>今般の義納金は、醍醐寺開創以来1150年に亘って受け継がれてきた法流伝承の象徴として「法流の杜」を整備するための大切なものです。</p> <p>詳細はお手元のパンフレットをご確認いただき、是非お早目の納入をお願いいたします。</p> <p>ご不明点は宗務本庁までお問い合わせください。</p> <p>[お問い合わせ] 宗務本庁 TEL: 075-571-0002</p>	<p>醍醐寺開創 1150年慶讃大法要</p> <p>供摩護大燈柴</p> <p>参拝お申し込み受付中</p> <p>醍醐寺開創 1150年</p> <p>令和6年11月14日(木) 午後2時 於: 上醍醐・五大堂前柴燈護摩道場 奠供料: なし</p> <p>※午前10時より「三宝院前参座受付」にて受付いたします。 ※正午頃に寺務所前に集合の後、上醍醐へ進列いたします。</p> <p>申込方法 申込書(神変別冊9月号同封)を醍醐寺へお送りください。お手元に申込書をおもちでない場合は、お電話にてお問い合わせください。</p> <p>申込締切 10月21日(月) お問い合わせ先/お申し込み 総本山 醍醐寺[醍醐寺開創1150年慶讃大法要参座申込係] TEL (075) 571-0002 FAX (075) 571-0101</p>
---	---